

*アンダーラインの文字をクリックすると該当ページ等にジャンプします

— 技術者を支援するために —

農業農村工学会 技術者継続教育制度



Continuing Professional Development

CPD個人登録者用ガイドブック

-Ver.14-

【2024（令和6）年版】

～ 目 次 ～

	*表題をクリックすると該当ページにジャンプします	
	前回のガイドブック（Ver.13）からの変更部分 よくあるご質問	
1.	農業農村工学会技術者継続教育CPD制度の概要	1～2 ページ
2-1.	CPD 認定基準 【別表1】教育分野区分表 / 【別表2】教育形態区分表	3～6 ページ
2-2.	CPD 認定基準（教育形態区分ごとの説明） 教育形態区分【y】の「資格取得点数表」	7～16 ページ
3.	CPD 記録の申請手順と申請時の注意点	17～20 ページ
4.	CPD 取得証明書の申請手順と仮証明書の発行	21 ページ
5.	CPD 取得機会の提供と支援	22～23 ページ
6.	他団体との連携・参画	24 ページ
7.	各種手続きについて	25～27 ページ
8.	農業農村工学会員の特典と50cpd 取得の目安	27～28 ページ
9.	事務局からのお知らせ（および規程類） 登録者の不正行為に関する判定とペナルティのガイドライン 公益社団法人農業農村工学会技術者継続教育機構業務運営細則	29～44 ページ

2024年1月1日

公益社団法人農業農村工学会 技術者継続教育機構

前回のガイドブック(Ver.13)からの変更部分

1) 「その他の自己学習(x)」の上限値等の見直し(2024年度から)

インターネット学習が増加し、参加証明が得難い研鑽機会も増大する中、そのような研修実績を正当に評価するため、業務運営細則に定める「別表2 教育形態区分表」を一部改正し、2024年度から自己学習【x】の分類の記号を【x1】と【x2】に区分するとともに、「⑤自己学習型」としての年間上限値の合計を30cpdとします。

なお、これまでどおり「⑤自己学習型」の記録申請に証拠書類の提出は不要です。

【別表2】教育形態区分表（変更部分を抜粋）

(改正後)

形態	分類Ⅰ	分類Ⅱ	記号	cpd 単位	上限 値	証拠 提出
⑤ 自己 学習型	「水土の知」による自己学習	「水土の知」の購読	x1	0.5H	10	—
	その他の自己学習	農業農村工学に関連する領域の図書・雑誌の読習、DVDの視聴、e-learningの受講、語学習得、展示会での情報収集等	x2	0.5H	20	—

(改正前)

⑤ 自己 学習型	「水土の知」による自己学習	「水土の知」の購読	x	0.5H	10	—
	その他の自己学習	農業農村工学に関連する領域の図書・雑誌の読習、DVDの視聴、e-learningの受講、語学習得、展示会での情報収集等		0.5H	10	—

⇒本資料6頁「[別表2 教育形態区分表](#)」参照

2) 「資格取得点数表」に新たな資格を追加(2023年度から)

CPD登録者が2023年度以降に次の資格を取得し、かつ申請期限内にその記録を自己申請された場合に【 】内のcpdが付与されます。

⇒本資料14～16頁「[資格取得点数表](#)」参照

- ・電気通信主任技術者 【20cpd】
- ・工事担任者
 - 第一級アナログ通信 【10cpd】 / 第二級アナログ通信 【5cpd】
 - 第一級デジタル通信 【10cpd】 / 第二級デジタル通信 【5cpd】
 - 総合通信 【10cpd】

3) 「農村振興」を教材とする自己学習記録の申請方法の変更(2024年度から)

2024年度より「農村振興」を教材とする自己学習記録の認定申請は、個人による自己申請から、全国農村振興技術連盟による「代理申請」に手続きが変更となります。

「代理申請」の手続き等については全国農村振興技術連盟にご確認ください。

⇒本資料29頁「[9. 事務局からのお知らせ](#)」参照

よくあるご質問

- 初めて CPD 制度を利用するのですが、研鑽した記録を申請するにはどうすればよいですか。
 - ・まず、**CPD 個人登録者番号を取得し**、その後「[Web 利用メニュー](#)」で**パスワード登録**をして、研鑽記録を Web 申請してください。なお、**それぞれの手続きには日数を要しますのでご注意ください**。
- 農業農村工学会員になれば CPD 制度を利用することができますか。
 - ・**農業農村工学会の会員資格と CPD 登録は別です**。CPD 制度を利用するためには CPD 個人登録者として CPD 個人登録者番号を取得する必要があります。
- 「[Web 利用メニュー](#)」でパスワード登録をしたのですがログインできません。
 - ・登録したパスワードで**ログインができるまでに数日を要します**。利用開始日は申請時に記載されたメールアドレスへご連絡します。
- 以前登録したパスワードを忘れてしまいました。教えてもらえますか。
 - ・登録したパスワードはお伝えすることができませんので、**再度、パスワード登録をお願いします**。
- 勤務先が変わったのですが登録の変更はできますか。
 - ・「[Web 利用メニュー](#)」の「[個人登録者情報の更新](#)」からご自身で更新をお願いします。なお、**データ更新には数日を要します**。
- 登録の休止や解除（退会）をするにはどうすればよいですか。
 - ・登録資格は「[休止届](#)」や「[解除届](#)」の提出がない限り**毎年 4 月 1 日に自動更新**となりますので、**当該年度の年間利用料を納めていただいた後、当該年度の 3 月末日までに**ホームページに掲載する「[休止届](#)」や「[解除届](#)」の**提出が必要となります**。
⇒本資料 25 頁「[7.各種手続きについて](#)」参照

- 年間の推奨値はいくつですか。
 - ・機構が推奨する年間の取得 cpd 単位数は **50cpd** です。
- Web 申請した研鑽記録の cpd 値はいつ付与されますか。
 - ・Web 申請をした研鑽記録は、申請月の翌月に審査を行い、**翌々月の初旬に cpd 値が付与されます**。
⇒本資料 1 頁「[1.農業農村工学会技術者継続教育CPD制度の概要](#)」参照

- 研鑽記録が申請出来る期限はありますか。
 - ・今年度の研鑽記録を**申請できる期限は翌年度の6月末日までです**。期限を過ぎてからの申請は出来ませんのでご注意ください。
- 「**重み係数**」や「**年間上限値**」とはなんですか。
 - ・**教育形態区分ごとに設定されている係数や年間で取得できる上限の値です**。Web 申請の際は係数や上限を考慮せず、休憩時間や移動時間を除き、実際に研鑽した時間数や回数で申請してください。
⇒本資料 3 頁「[2-1.CPD 認定基準](#)」参照

- 建設系 CPD 協議会加盟団体の認定プログラムの評価が【ad】から【d】に変わっていました。
 - ・建設系 CPD 協議会加盟団体の認定プログラムであっても、建設系 CPD 協議会のホームページの「[プログラム情報検索画面](#)」に掲載のない研修プログラムは【d】となりますので、建設系 CPD 協議会のホームページをご確認ください。
- 他団体で取得した cpd 値をそのまま認定してもらえますか。
 - ・cpd 認定団体ごとに認定基準が異なるため、**他団体の取得 cpd 値をそのまま認定することは出来ません**。あらためて研鑽記録を Web 申請してください。 ⇒本資料 24 頁「[6.他団体との連携・参画](#)」参照



1. 農業農村工学会技術者継続教育CPD制度の概要

■農業農村工学のCPD(Continuing Professional Development)とは

CPDとは技術者が技術力向上を目的として継続的に職能開発に取り組む生涯にわたる自己研鑽活動をいいます。農業農村整備に携わる技術者にとって、発注者及び受注者責任を明確に果たしていく必要があります。その前提として、技術力の維持・向上が不可欠です。農業農村整備の多様化により技術領域が拡大する中、新たな国際化時代を担う技術者の育成のために、2002年に技術者継続教育機構(以降「機構」)を創設し、次の6項目の業務を行っています。

- ①継続教育に関する認定・評価 ②継続教育の情報提供 ③継続教育の記録及び管理
④継続教育記録の証明 ⑤継続教育の実施 ⑥その他継続教育に関する事項

農業農村工学に係る技術者が機構の運用するCPD制度を利用することにより、個人のみならず、各機関における組織としての技術力の向上を計画的に進めることができます。

■機構が推奨する取得cpd単位数は 年間50cpd です

技術力向上には新たに研鑽する姿勢と努力が不可欠であり、公益社団法人 日本技術士会でも3年間で150単位を目標としていることから、機構でも毎年50cpdの取得をお薦めしています。

⇒本資料28頁「[年間に50cpd単位を取得する目安](#)」参照

■CPD記録として評価する記録

CPD単位が取得出来る研鑽記録は、農業農村工学に関連する技術者の技術力向上に役立つもので、具体的な専門技術の習得が見込めることが第三者の立場から判断できるものに限ります。具体的には、6つの教育形態があります。

*アンダーラインの文字をクリックすると該当ページにジャンプします		詳細説明ページ
① 参加学習型	研修、講習、シンポジウム、通信教育への参加	7ページ
② 情報提供型	論文等の発表、技術図書の執筆、研修等の講師経験	8ページ
③ 実務学習型	技術業績に対する表彰や特許取得	9～11ページ
④ 技術協力型	技術的な委員会の委員、査読、国際機関への協力等	12ページ
⑤ 自己学習型	農業農村工学に関する領域の自己学習	13ページ
⑥ その他	資格取得 ⇒本資料14頁～16頁「 資格取得点数表 」参照	13ページ

⇒本資料7～16頁「[2-2. CPD認定基準\(教育形態区分ごとの説明\)](#)」参照

■CPD記録として評価しない記録

- ①申請内容から日常業務や業務の一環と判断できる研鑽記録(目的が業務)
②業務ごと、あるいは研修会場を変えて同一内容を繰り返して行い、新たな技術力向上に結びつかないと判断できる研鑽記録
③水路、川、池などの清掃ボランティア等、技術力向上に結びつかないと判断できる研鑽記録
④申請内容に具体性が欠け、第三者の立場から技術力の向上に役立つ活動と判断できない研鑽記録・・・など

⇒本資料19頁「[申請されたCPD記録が非認定となる場合の判定根拠](#)」参照

*アンダーラインの文字をクリックすると該当ページ等にジャンプします

■初めてCPD制度を利用する

⇒本資料25頁「[7.各種手続きについて](#)」参照



初めてCPD制度を利用する方は、ホームページにある「[CPD個人登録について](#)」の画面で新規登録をされ、その後「[Webシステムを利用する](#)」の画面から任意のパスワードを登録してください。*各手続きには日数を要しますのでご注意ください

■CPD記録を申請する

⇒本資料17頁「[3.CPD記録の申請手順と申請時の注意点](#)」参照

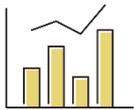


機構ホームページの「[Webシステムを利用する](#)」画面で「[Web 利用メニュー](#)」をクリックし、「[個人登録者用 web 利用メニューへ](#)」をクリック。「CPD 個人登録者番号」と登録した任意の「パスワード」を使用してログインして記録の申請手続きを行ってください。

- 新規に登録された方は「登録された年度の4月からの記録」を申請することができます。
- 今年度のCPD記録は、**研鑽された日から翌年度の6月末日まで申請することができます**。申請期限を過ぎた場合はCPD記録の申請・再申請は受けられませんのでご注意ください。

■cpd値を取得する

⇒本資料7頁「[2-2. CPD認定基準\(教育形態区分ごとの説明\)](#)」参照



Web画面から申請された記録は**申請月の翌月に認定審査を行い、申請の翌々月にCPDポイントが付与されます**。ただし、機構が認定した「認定プログラム」の講師や参加の場合は、研修主催者からの参加報告があった時点でCPDが付与されます。

■CPD取得証明書を発行する

⇒本資料21頁「[4. CPD取得証明書の申請手順と仮証明書の発行](#)」参照



取得したcpd値で「**年度単位用**」「**任意の12ヶ月用**」「**技術士会提出用**」の3種類のCPD取得証明書を発行することができます。

- すでに [Web 利用メニュー](#) でパスワード登録を完了されている方は「[Web 利用メニュー](#)」からお申し込みください。
- [Web 利用メニュー](#) でパスワード登録をされていない方、あるいは団体で複数の方の証明書発行を希望される場合は、「[CPD 取得証明書の発行について](#)」の画面から CPD 取得証明書発行申込書 [Excel] をダウンロードし、全ての項目にご入力の上、メール添付にて送信して下さい。

(nn-cpd@cpd.jsidre.or.jp)

項目	各種申請手順
新規登録	1 Web画面から「 新規登録 」 ⇒送信の翌営業日以降に機構事務局より「初年度費用」をご請求致します
	2 「初年度費用」をご請求致しますので1ヶ月以内にご送金ください
Web利用登録	3 CPD個人登録者番号で「 Web利用パスワード登録 」を送信ください ⇒送信の翌営業日以降に機構事務局よりWeb利用開始日をメールでお知らせします
研鑽記録申請	4 Web利用メニューから「 自己研鑽記録の申請 」をご送信ください ⇒「Web申請」の翌月にCPD評価委員会で「認定審査」を実施します。
認定結果の通知と管理	5 申請の翌々月に「CPDポイント取得」 （審査結果はWeb画面をご確認ください）
CPD取得証明書の発行	6 Web利用メニューから「 CPD取得証明書の発行申し込み 」をご送信ください ⇒機構事務局より発行手数料請求書を同封した「CPD取得証明書」を郵送致します



2-1.CPD 認定基準

■CPD認定基準

CPD認定は「農業農村工学会技術者継続教育機構 運営細則」に基づいて認定審査が実施され、CPD記録として評価された記録に対してcpd値が付与されます。

***2024年度から、自己学習【x】の分類の記号を【x1】と【x2】に区分するとともに、「⑥自己学習型」の年間上限値の合計が30cpdとなります。** ⇒本資料 29 頁「[9. 事務局からのお知らせ](#)」参照

(運営細則より抜粋)

第3章 継続教育に関する認定・評価—CPD記録の認定・評価—

(CPD記録の認定・評価の目的)

第14条 CPD個人登録者が資質の向上を図るために行った研鑽実績が社会から正当な評価を得るために、個々の研鑽実績の質と量を公正に評価した上でCPD個人登録者に付与すべきCPD単位数を認定することを目的とする。

(CPD記録の認定要件)

第15条 CPD記録のうち、真に技術者の資質の向上を目的として行われた研鑽実績のみを認定対象とする。 ⇒本資料 19 頁「[申請されたCPD記録が非認定となる場合の判定根拠](#)」参照

2 教育形態ごとに認定対象と付与するCPD単位数の評価基準(算定式及び上限等)を別表2教育形態区分表に定める。 ⇒本資料 6 頁「[別表2](#)」参照

(CPD記録の認定申請)

第16条 CPD記録の認定申請はCPD個人登録者に限る。

2 CPD記録の認定を申請しようとする者は、研修等の受講日や自己研鑽の実施日から翌年度の6月末日までに別記様式2に定めるCPD記録認定申請書に必要事項を記載して提出しなければならない。ただし、認定プログラムに参加したCPD記録は主催者から提出するので申請を要しない。 ⇒本資料 17 頁「[3.CPD記録の申請手順と申請時の注意点](#)」参照

3 年度途中でCPD個人登録者となった者は、登録した年度の4月からのCPD記録について認定を申請することができる。

(CPD記録の認定審査・評価)

第17条 CPD記録の認定審査・評価はCPD評価委員会がこれを行う。

2 CPD記録の認定審査・評価は次の基準による。

(1)教育分野は別表1に規定する範囲とする。 ⇒本資料 4 頁「[別表1](#)」参照

(2)教育形態は別表2教育形態区分表に規定する範囲とする。 ⇒本資料 6 頁「[別表2](#)」参照

(3)教育形態ごとに定めた算定式で評価し、小数点以下第1位を四捨五入して付与する単位数を算定する。

(4)教育形態ごとに1件の上限値あるいは年間の上限值を定め、認定CPDであってもこれを超える場合は取得CPDとならない。 ⇒本資料 6 頁「[別表2](#)」参照

(5) (1)の教育分野及び(2)の教育形態に該当しないCPD記録、並びに教育形態ごとに定められた証拠書類が提出されていないCPD記録については、これを審査対象としない。

(6)その他、CPD評価委員会の決定を経て予め公表された非認定の事例に該当するCPD記録は認定しない。

A: 一般共通分野（技術者に必要な一般共通分野）		
A1	倫理	倫理規程、技術者倫理等
A2	環境	地球環境問題、SDGs(持続可能な開発目標)、環境アセスメント、環境問題の解決方法等
A3	安全	安全基準、防災基準、危機管理、化学物質の毒性、製造物責任法(PL法)等
A4	技術動向、規格・基準の動向	新たな技術ニーズ、新技術、IT・ICT(情報通信技術)、AI(人工知能)、品質保証、JIS・IEC規格、ISO認証等
A5	社会動向・産業経済動向	国内の農業・農村の動向、農業農村整備の動向、インフラ整備の動向、産業動向、経済動向、労働市場動向等
A8	マネジメント手法・契約	工程管理、コスト管理、資源管理、品質管理、リスク管理等、役務契約、国際的な契約形態等
A10	国際	外国の文化・歴史等、国際動向(科学技術、GATT/WTO、商務協定、ODA、産業経済、労働市場等の動向)、外国語によるプレゼンテーション・コミュニケーション
A11	その他	教養(科学技術史等)、技術者育成等
B: 専門技術分野（農業農村工学技術者に必要な専門技術分野）		
水	B1 生産基盤（水）	B4 生活環境・地域管理（水）
	農業用水(水田), 農業用水(畑), 水温水質, 用水施設, 暗渠排水等	水質改善, 営農飲雑用水, 集落排水, 水環境整備, 排水・排水施設, 地域用水管理, 水利施設点検・整備等
土	B2 生産基盤（土）	B5 生活環境・地域管理（土）
	ほ場整備(水田, 畑), 土層改良, 農地開発, 干拓・埋立, 海岸保全等	体験農園整備, 農地防災, 農地保全, 地すべり防止等
環境	B3 生産基盤（環境）	B6 生活環境・地域管理（環境）
	農道, 農道橋, 道路トンネル, 農業施設等	農村環境整備, 集落道, 農村公園, 農村景観, 再資源化, 生態系保全, 地域エネルギー施設等
B10	共通技術	調査計画技術, 設計技術, 積算技術, 施工技術, 測量技術, 事業の費用対効果分析, 専門技術としての情報通信, 用地補償, 災害復旧, 国際協力等
B11	複合技術・関連技術	複数の専門分野にまたがる技術, 関連分野の技術, 技術者資格制度等
C: 専門管理分野（技術者に必要な専門管理分野）		
C1	科学技術動向	専門分野の科学技術政策, 科学技術動向等
C2	関係法令	専門分野に関連がある法令, 換地等
C3	総合管理その他	安全管理・情報管理・人的資源管理, 事故事例研究, 問題解決, その他

注) 2021年度から、2020年度以前のA6はA5に、A7はA4に、A9はA8に、B7はB4に、B8はB5に、B9はB6に、C4はC3に統合し、元の区分は「欠番」となっています。また「B11 複合技術・関連技術」を設け、「B10 共通技術」から分離しています。

キーワード表

2021年4月1日

A1：倫理 倫理規程 技術者倫理 職業倫理 コンプライアンス	A11：その他 教養（科学技術史等） 技術者育成 指導者育成 リーダーシップ プレゼンテーション コミュニケーション 人権問題 ハラスメント	B4：生活環境・地域管理（水） 続き 小水力発電 地域のストックマネジメント計画 施設機能保全計画 水利施設等点検・整備（地域管理・水管理組織等） 豪雨・洪水災害リスク 当該技術分野の基礎学 ※ 上記キーワードに関連する施設の調査・計画・設計・施工・管理並びに機能診断・補修・改修・更新等	B11：複合技術・関連技術 A1～C3の複数の専門分野にまたがる技術 以下のような関連分野の技術 一般土木 造園 原動機関係 農業機械 作物栽培 水産土木 森林土木 技術者資格制度 当該技術分野の基礎学
A2：環境 地球環境問題 SDGs（持続可能な開発目標） 環境アセスメント 環境問題の解決方法 環境会計	B1：生産基盤（水） 農業用水（水田） 農業用水（畑） 水源計画 水利権 水管理システム（配水管理・ほ場水管理） 水温水質 用水施設 ※ ダム ため池 頭首工 溪流取水工 地下ダム・地下水工 ポンプ場・揚水機場 開水路・バイブライン 水路トンネル・暗渠・水路橋 調整池・ファームポンド その他の用水施設 暗渠排水 当該技術分野の基礎学 ※ 施設の調査・計画・設計・施工・管理並びに機能診断・補修・改修・更新等	B5：生活環境・地域管理（土） 体験農園整備 市民農園 農地防災 農地保全 地すべり防止 斜面崩壊対策 土壌侵食対策 防風施設 地盤沈下対策 建設発生土活用 土砂・地盤災害リスク 当該技術分野の基礎学 ※ 上記キーワードに関連する施設の調査・計画・設計・施工・管理並びに機能診断・補修・改修・更新等	C1：科学技術動向 専門分野の科学技術政策 科学技術動向 科学技術基本計画 日本学術会議 学会等
A3：安全 安全基準 防災基準 危機管理 化学物質の毒性 製造物責任法（PL法） 労働基準法 労働安全衛生法 火薬類取締法	B2：生産基盤（土） ほ場整備（水田）※ ほ場整備（畑）※ 整地工 区画整理 大区画化 土層改良 土壌汚染対策 循環資源の農地還元 農地開発 干拓・埋立 ※ 土地利用集積 海岸保全・高潮津波対策 ※ 当該技術分野の基礎学 ※ 農用地及び施設の調査・計画・設計・施工・管理並びに機能診断・補修・改修・更新等	B6：生活環境・地域管理（環境） 農村環境整備 土地利用計画 中山間地域整備 田園空間整備 農業農村の多面的機能 棚田保全 集落道 農村公園・緑地 農村景観 農村・都市交流基盤 グリーンツーリズム・農泊 農村廃棄物の再資源化 農村の生態系保全・ビオトープ 農村の生物調査・田んぼの学校 バイオマス・地球エネルギー施設（小水力発電を除く） 集落点検・農村協働力 合意形成・ワークショップ 農村の防災・減災 当該技術分野の基礎学 ※ 上記キーワードに関連する施設の調査・計画・設計・施工・管理並びに機能診断・補修・改修・更新等	C2：関係法令 食料・農業・農村基本 土地改良法 農地法 農振法 多面法 ため池管理保全法 河川法 道路法 海岸法 環境基本法 国土利用計画法 民法 その他関連がある法令 土地改良法手続 換地・交換分合 負担金 土地改良区等運営 政策評価 河川協議 その他関連がある法令関係実務
A4：技術動向・規格・基準の動向 新たな技術ニーズ 新技術 IT・ICT（情報通信技術） AI（人工知能） 品質保証 規格・仕様 公共事業の情報化 コスト縮減対策 技術開発計画 VE（バリュー・エンジニアリング） 技術基準の国際化 JIS・IEC規格 ISO認証	B3：生産基盤（環境） 農道施設 農道 農道橋 道路トンネル その他の農道施設 周辺環境整備 景観配慮 生態系配慮 農業施設 当該技術分野の基礎学 ※ 上記キーワードに関連する施設の調査・計画・設計・施工・管理並びに機能診断・補修・改修・更新等	B10：共通技術 工種を特定せず共通性が高い次の技術群（工種が特定できる場合はB1～B6に区分） 調査計画技術 設計技術 積算技術 施工技術 測量技術 GIS活用技術 UAV活用技術 リモートセンシング活用技術 情報処理・通信技術（農業農村工学関連） ポンプ・ゲート・バルブ等関連技術 電気技術 土地改良事業計画作成 事業の費用対効果分析 ライフサイクルコスト評価 CALS/EC（公共事業支援統合情報システム） 用地補償 復旧・復興 会計検査 国際協力 共通的な基礎学（水理学、土壌物理学、土質力学、応用力学、構造力学、測量学、情報学等）	C3：総合管理その他 安全管理（安全管理者研修・安全管理計画策定等） 情報管理・情報セキュリティ管理 人的資源管理（組織管理・人材開発計画・キャリアパス等） BCP（事業継続計画） 事故事例研究 労働災害の原因の調査及び再発防止対策 問題解決
A5：社会動向・産業経済動向 国内の農業・農村の動向 農業農村整備の動向 国土強靱化 土地改良長期計画 事業制度 土地改良区の動向 建設業界の課題 コンサルタント業界の課題 インフラ整備の動向 産業動向 経済動向 労働市場動向 環境ビジネスの動向	B4：生活環境・地域管理（水） 農村地域の水質改善 営農飲雑用水 集落排水 水環境整備・親水公園 排水・たん水防除 排水施設 排水路・放水路 排水樋門 排水機場 地域用水管理	右上に続く	【使用上の注意】 ・キーワード表は教育分野を特定する根拠としてご活用ください。 ・複数の分野に該当する場合には主要な分野を選定してください。 ・キーワードで示された技術要素から分野が特定できない場合には、研修等の目的から最適な分野を選定してください。
A6：マネジメント手法・契約 工程管理 コスト管理 資源管理 品質管理 リスク管理 業務の効率化 役務契約 工事契約 国際的な契約形態 PPP（官民連携） PFI（民間主導で公共事業を行う手法） CM（コンストラクションマネジメント方式） PM（プロジェクトマネジメント方式） 知的財産権 会計制度 繰越 翌債 仕様書 電子納品	右上に続く		
A10：国際 外国の文化・歴史等 国際動向（科学技術、GATT/WTO、商務協定、ODA、産業経済、労働市場等の動向） 外国語によるプレゼンテーション・コミュニケーション			

別表2 教育形態区分表

2024.4.1

形態	分類Ⅰ	分類Ⅱ	分類Ⅲ	記号	重み係数	上限 CPD	証拠提出 ○:要
①参加学習型	研修会・講習会・研究会・シンポジウム等への参加、e-learningの受講	認定されたプログラム		a	1/時間		
		建設系CPD協議会の相互承認プログラム		ad	1/時間		○
		認定されていないプログラム(a/ad以外、e-learningの受講は含まない)		d	0.5/時間	30	○
	通信教育	農業農村工学会運営		ac	1.5、2.0/回		
	職場内研修	年間計画に基づき技術力向上を目的とする職場内研修		e	0.5/時間	20	○
②情報提供型	口頭発表	国際団体主催の学会・委員会等	筆頭発表者 *1 共同発表者 *0.3	g	0.5/分		○
		国内学協会主催の発表会		h1	0.4/分		○
		その他の技術発表会		j1	0.2/分	10	○
	ポスター発表	国際団体主催の学会・委員会等、国内学協会主催の発表会		h2	3/回		○
		その他の技術発表会		j2	2/回		○
	論文等の発表	国際学術誌への査読付き論文の掲載		k	50/回		○
		学会誌・論文集等への査読付き論文の掲載		l	10/頁	40/件	○
		その他の論文等の掲載		m	10/回		○
	技術図書の執筆	市販単行書や官公庁・学協会発行図書の執筆		n	1/頁	30/件	○
	講習会、研修会、シンポジウム等の講師・コーディネーター・パネリスト等としての技術指導	認定されたプログラム(a)		o1	3/時間		
		建設系CPD協議会の相互承認プログラム(ad)		o2	3/時間		○
		認定されていないプログラム(a/ad以外)		p	2/時間	20	○
		年間計画に基づき技術力向上を目的とする職場内研修(e)		q	2/時間	10	○
③実務学習型	賞や表彰を受ける技術業績の完成	技術業績に対する学協会や官公庁からの受賞や表彰	筆頭担当者 *1 共同担当者 *0.3	r	20/業績		○
	特許権の取得	特許権の登録		s	40/取得		○
④技術協力型	技術検討委員会、JABEE審査への参画	委員長・副委員長・議長等	u	2/時間	40	○	
		委員・幹事等	t	1/時間	20	○	
	論文・技術図書原稿の査読	学協会等から依頼を受けた査読付き論文や市販単行書等(k,l,n)の査読	v	0.5/頁	15/件	○	
	大学、研究機関、国際機関への参加協力	業務委託契約に基づかない現地調査協力や技術支援等	w1	1/時間	20	○	
災害対応	業務委託契約に基づかない災害現地調査協力や技術支援等	w2	10/回	20	○		
⑤自己学習型	「水土の知」による自己学習	「水土の知」の購読	x1	0.5/時間	10		
	その他の自己学習	農業農村工学に関連する領域の図書・雑誌の読習、DVDの視聴、e-learningの受講、語学習得、展示会での情報収集等	x2		20		
⑥その他	技術者資格の取得	別に指定する技術者資格の取得	y	1~20/取得		○	



2-2. CPD 認定基準（教育形態区分ごとの説明）

■「①参加学習型」のCPD認定基準

参加学習型は、対面での研修受講、ライブ配信での e-learning 受講、および農業農村工学会が実施する通信教育への解答が対象です。

形態	記号	教育形態区分内容	登録時に必要な証拠書類	注意事項
①参加学習型	研修会・講習会・研究会・シンポジウム等への参加や、ライブ配信のe-learningを受講した			
	a	当機構の認定プログラム研修会等に参加した場合に該当	不要	-
	ad	建設系CPD協議会のホームページに掲載されているプログラムに参加した場合に該当	○ 研修主催者が申請者の出席を証明する「受講証明書」	○研修会の日時・名称・内容・受講者氏名・受講した時間のわかる「受講証明書」が必須となります。 ○協議会ホームページに掲載されていないプログラムは「d」となります。 ○ライブ配信でないe-Learningは「x2」となります。
	d	申請者が所属する団体以外の者が実施する、当機構の認定を受けていない研修会・講習会・研究会・シンポジウム等へ参加した場合に該当	○ 研修主催者が申請者の出席を証明する「受講証明書」	○研修会の日時・名称・内容・受講者氏名・受講した時間のわかる「受講証明書」が必須となります。 ○ライブ配信でないe-Learningは「x2」となります。
	通信教育問題に解答した			
	ac	農業農村工学会誌に掲載される通信教育問題に解答した場合に該当	不要	○農業農村工学会員でもあるCPD登録者が解答できます。 ○正答数により取得ポイントは異なります。
職場内研修を受講した				
e	年間計画に基づき技術力向上を目的として実施する職場内研修に参加した場合に該当	○ 研修主催者が申請者の出席を証明する「受講証明書」	○研修会の日時・名称・内容・受講者氏名・受講した時間のわかる「受講証明書」が必須となります。 ○ライブ配信でないe-Learningは「x2」となります。	

記号	過去に「非認定」となった例	過去に「部分認定」あるいは「査定」となった例
【ad】	<ul style="list-style-type: none"> ・受講証明書の提出がない場合 ・提出された受講証明書の受講者氏名や受講時間などが欠落し、受講の事実が確認できない場合 など ＊ただし欠落部分を補完する資料の提出により「認定」とする場合あり ⇒本資料 10 頁「研修会の“受講”や“講師”の記録を証明する書類について」参照 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設系 CPD 協議会のホームページ「プログラム情報検索画面」に掲載がないプログラムの受講は【d】に変更して認定 ・「プログラム情報検索画面」へ掲載の有無にかかわらず、すでに録画した内容の研修を視聴する形式、DVD やスライドなどを視聴する形式、あるいは送付されたテキストを自習する形式の e-ラーニングは、【x2】その他の自己学習として認定 など
	<p>【ad】の対象になるのは建設系 CPD 協議会の「プログラム情報検索画面」に掲載されているプログラムのみです</p>	
【d】 【e】	<ul style="list-style-type: none"> ・受講証明書の提出がない場合 ・提出された受講証明書の受講者氏名や受講時間などが欠落し、受講の事実が確認できない場合 ・業務推進が目的と思われる研修（会議、業務打合せ、作業手順の確認・周知など） ・受注業務の個別地区に関係する研修 ・業務実施中の所内検討会 ・完成検査等への同行 ・発注業務分析 ・マイナンバー制度研修会 ・ISO の指摘事項への是正業務 ・人事考課 ・人事評価制度研修会 ・メンタルヘルス研修 ・一般的な語学研修 ・コミュニケーション教育 ・通常業務を OJT として申請された場合 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・意見交換会、情報交換会、勉強会、およびプログラム中の研修時間分（挨拶、休憩、移動、試験、アンケート記入等の時間は非認定） ・見学会や展示会 ・集合型の「自己学習」や「DVD 学習」は【x2】その他の自己学習として認定 ・国、都道府県の技術検討委員会に、職員がオブザーバとして出席の場合は【e】で認定 など ＊ただし欠落部分を補完する資料の提出により「認定」とする場合あり ⇒本資料 10 頁「研修会の“受講”や“講師”の記録を証明する書類について」参照

■「②情報提供型」のCPD認定基準(その1)

情報提供型は、技術的内容の口頭発表やポスター発表、論文発表、および技術図書の執筆や、研修講師・コーディネータ・パネリスト等の実施記録が対象です。

形態	記号	教育形態区分内容	登録時に必要な証拠書類	注意事項
② 情報 提供 型	口頭発表を行った (筆頭発表者 *1 共同発表者 *0.3)			
	g	国際団体主催の学会・委員会等において「10分～20分」の口頭発表をした場合に該当	○	論文のコピー、および口頭発表実施日・発表会の名称・論文タイトル・発表時間・筆頭発表者名・共同発表者名のわかる講演プログラムなどのコピー ○筆頭発表者・共同発表者共に、「発表時間(分)」で申請をしてください。 ○発表時間は「10分～20分」を想定しています。20分を超える口頭発表の筆頭発表者は「講演」「講師」となり、「p」や「q」で申請をしてください。
	h1	国内学協会主催の発表会において「10分～20分」の口頭発表をした場合に該当	○	
	j1	その他の技術発表会において「10分～20分」の口頭発表をした場合に該当	○	
	ポスター発表を行った (筆頭発表者 *1 共同発表者 *0.3)			
	h2	国際団体主催の学会・委員会等、国内学協会主催の発表会において「ポスター発表」をした場合に該当	○	論文またはポスターのコピー、および口頭発表実施日・発表会の名称・論文タイトル・発表時間・筆頭発表者名・共同発表者名のわかる講演プログラムなどのコピーが必須となります。 ○筆頭発表者・共同発表者共に「発表回数」で申請をしてください。
	j2	その他の技術発表会において「ポスター発表」をした場合に該当	○	
	論文発表を行った (筆頭発表者 *1 共同発表者 *0.3)			
	k	国際学術誌に査読付き論文を発表をした場合に該当	○	論文のコピー、および国際学術誌名称・公表日・論文タイトル・筆頭発表者名・共同発表者名のわかる講演プログラムなどのコピー、査読の有無のわかる資料のコピー ○筆頭発表者・共同発表者共に「発表回数」で申請をしてください。 ○筆頭発表者は1回50cpd、共同発表者は1回15cpdとなります。
	l	学会誌・論文集等に査読付き論文を発表をした場合に該当	○	論文のコピー、および掲載誌名称・公表日・論文タイトル・筆頭発表者名・共同発表者名のわかる講演プログラムなどのコピー、査読の有無のわかる資料のコピー ○筆頭発表者・共同発表者共に「発表ページ数」で申請をしてください。 ○筆頭発表者は1件40cpd、共同発表者は1回12cpdが上限となります。
m	その他の論文等を発表した場合に該当	○	論文のコピー、および掲載誌名称・公表日・論文タイトル・筆頭発表者名・共同発表者名のわかる講演プログラムなどのコピー ○筆頭発表者・共同発表者共に「発表回数」で申請をしてください。 ○筆頭発表者は1回10cpd、共同発表者は1回3cpdとなります。	
市販単行書や官公庁・学協会発行図書の執筆を行った (筆頭発表者 *1 共同発表者 *0.3)				
n	市販単行書や官公庁・学協会発行図書の執筆をした場合に該当	○	本人の執筆部分やページ数がかかる資料のコピー、および図書の表紙や目次、発刊された日などがわかる資料のコピー ○技術図書等の名称、発刊日、発表論文等の執筆した章や節、目次名称、ページ数などがわかるコピーが必須となります。 ○筆頭発表者・共同発表者共に「発表ページ数」で申請をしてください。 ○筆頭執筆者は1件30cpd、共同執筆者は1回9cpdが上限となります。	

記号	過去に「非認定」となった例	過去に「部分認定」あるいは「査定」となった例
【g】 【h1】 【j1】	・業務の推進が目的と思われる研修講師 ・証拠書類が未提出、あるいは提出された証拠書類から口頭発表をした事実や発表内容、発表時間等が確認できない場合 など	・発表時間が20分を超える場合は【p】や【q】に変更して認定 ・証拠書類から受講の確認は出来るものの発表者であることが確認できない場合は【ad】や【d】、【e】で認定 など
【k】 【l】 【m】	・証拠書類から著者である事実や論文の内容、掲載日等が確認できない場合 ・論文内容が技術的ではない場合 など	・【k】【l】の申請で、査読を受けていない場合は【m】に変更して認定 ・同一内容で「口頭発表」と「論文掲載」で申請の場合は片方のみ認定 など

■「②情報提供型」のCPD認定基準(その2)

情報提供型は、技術的内容の口頭発表やポスター発表、論文発表、および技術図書の執筆や、研修講師・コーディネータ・パネリスト等の実施記録が対象です。

形態	記号	教育形態区分内容	登録時に必要な証拠書類	注意事項
② 情報 提供 型	講習会、研修会、シンポジウム等の講師・コーディネータ・パネリスト等として技術指導を行った			
	o1	当機構の認定を受けているプログラムにおいて講師を務めた場合に該当	不要	—
	o2	建設系CPD協議会構成団体が認定し相互認証プログラムであり、協議会ホームページに掲載されているプログラムで講師を務めた場合に該当	○	講演発表実施日・研修会名称・講演タイトル・講演時間・講師名のわかる講演プログラムなどのコピー ○「講演時間」で申請をしてください。 ○講演時間が「10分～20分」の場合は「口頭発表」となり、「g」「h1」「j1」で申請をしてください。
	p	申請者が所属する団体以外が実施する、当機構や建設系CPD協議会構成団体の認定を受けていないプログラムで講師を務めた場合に該当	○	講演発表実施日・研修会名称・講演タイトル・講演時間・講師名のわかる講演プログラムなどのコピー ○「講演時間」で申請をしてください。 ○講演時間が「10分～20分」の場合は「口頭発表」となり、「g」「h1」「j1」で申請をしてください。
q	申請者が所属する団体が年間計画に基づき実施する、当機構の認定を受けていない研修会・講習会・研究会・シンポジウム等で講師を務めた場合に該当	○	講演発表実施日・研修会名称・講演タイトル・講演時間・講師名のわかる講演プログラムなどのコピー ○「講演時間」で申請をしてください。 ○講演時間が「10分～20分」の場合は「口頭発表」となり、「g」「h1」「j1」で申請をしてください。	

記号	過去に「非認定」となった例	過去に「部分認定」あるいは「査定」となった例
【o2】	・証拠書類が未提出、あるいは提出された証拠書類から講師をした事実や講義内容、講義時間等が確認できない場合 など	・建設系 CPD 協議会のホームページの「プログラム情報検索画面」に掲載がないプログラムの講師は【p】、【q】に変更して認定 など
	【o2】の対象は建設系 CPD 協議会の「プログラム情報検索画面」に掲載されているプログラムの講師です	
【p】 【q】	・講師証明書の提出がない場合 ・提出された証拠書類で講師氏名や講義内容、講義時間などが欠落し、講師の事実が確認できない場合 など *ただし欠落部分を補完する資料の提出により「認定」とする場合あり ⇒本資料 10 頁「 研修会の“受講”や“講師”の記録を証明する書類について 」参照	・建設系 CPD 協議会のホームページ「プログラム情報検索画面」に掲載があるプログラムの講師は【o2】に変更して認定 ・講演時間が 30 分に満たない場合は、講演発表として【g】や【h1】、【j1】に変更して認定 ・証拠書類から受講の確認は出来るものの講師であることが確認できない場合は【ad】や【d】、【e】で認定 など

研修会の“受講”や“講師”の記録を証明する書類について

研修会を受講した場合、研修会の①開催日時 ②研修名称 ③研修内容 ④受講者氏名 ⑤受講時間が記載され、研修主催者が申請者の出席を証明する⑥証明印が押印された「受講証明書」が必要です。

「受講証明書」に①～⑥の何れかが欠落している場合は、欠落部分を補足説明する資料を添付して「受講証明書」と共にご提出ください。

○欠落部分を補足する資料の例

	「受講証明書」に欠落している項目	欠落部分の補足として添付する資料(例)
例 1	③研修内容の記載がない場合	「開催案内」などの研修内容がわかる文書
例 2	④受講者氏名の記載がない場合	参加申込みをした際の「主催者返信メール」や、主催者作成の「参加者一覧リスト」など
例 3	⑤受講時間の記載ない場合	「開催案内」などの開催時間がわかる文書

なお、【ad】（建設系 CPD 協議会の相互承認プログラムの受講）の場合は、研修主催者が発行する「受講証明書」のみで、その他補足資料は不要です注）。建設系 CPD 協議会加盟学協会が主催する研修会であっても、建設系 CPD 協議会のホームページに掲載されていないプログラムは【d】（認定されていないプログラムの受講）に相当し、補足資料が必要です。

注）建設系 CPD 協議会で定められた様式と異なり上記①～⑥に欠落がある場合は補足資料が必要です。

研修主催者が「受講証明書」を発行しない場合、上記の①～⑥の項目が記載されている「開催案内」や参加申込みをした際の「主催者返信メール」など、第三者が見て受講された事実が確認できる資料を添付してください。

「受講証明書」記載例は右のとおり

受講証明書(記載例)	
受講者氏名：所属 (または講師氏名)	機構 一郎：●●株式会社
研修名称	ダム施工技術者のための基礎講習会
開催日時	2021年8月2日(月) 10時30分～15時
開催場所	●●ビル 第1研修室 (住所：東京都港区●●1-1-1)
開催形式	座学による集合研修
研修主催者	●●協会
研修内容 (プログラム)	10:30～ 施工技術者のための基礎的なダム技術 11:00～ ダムと基礎の設計における最新情報 12:00～ (休憩) 13:00～ ダムの基礎地盤に要求される力学性能について 14:00～ 厳しい力学条件下におけるダムの設計方法について
受講時間 (または講師時間)	3時間30分 (210分)

上記の者が受講(または講師)をしたことを証明します
2021年8月10日
(主催者) 東京都港区●●1-1-1
●●協会 印

■「③実務学習型」のCPD認定基準

実務学習型は、まとまりのある技術業績を評価して学協会や官公庁から受賞や表彰を受けた際、および特許権を取得した記録の「筆頭担当者」と「共同担当者」を対象としています。(受賞や特許取得をした年度が対象です)

形態	記号	教育形態区分内容	登録時に必要な証拠書類	注意事項
③ 実務 学習 型	技術業績に対する学協会や官公庁からの受賞や表彰 (筆頭担当者 *1 共同担当者 *0.3)			
	r	技術業績に対する学協会や官公庁からの受賞や表彰を受けた場合に該当	○ 授与された賞状のコピー、および筆頭担当者または共同担当者であることを証明するコピー	○まとまりのある技術業績を対象とした受賞や表彰を対象とし、優秀論文賞や優秀発表賞等個別の業績に対する受賞等は含みません。 ○「業績回数」で申請をしてください。 ○会社名の表彰状の場合、配置技術者であることを証明する資料の提出が必要です。 ○「感謝状」等、技術力の評価に無関係と思われる評価については対象外です。
	特許権の取得 (筆頭担当者 *1 共同担当者 *0.3)			
	s	特許権を取得した場合に該当	○ 特許証のコピー、および筆頭担当者または共同担当者であることを証明するコピー	○「取得回数」で申請をしてください。 ○取得した年度のポイントとなります。

記号	過去に「非認定」となった例	過去に「部分認定」あるいは「査定」となった例
【r】	<ul style="list-style-type: none"> 学協会や官公庁からの受賞や表彰ではない 協会誌に発表した論文が協会賞を受賞した場合 業務評価による社長賞、所属長からの職場内表彰、永年勤続表彰などの場合 受賞を証明する「表彰状」および配置技術者であることの証明等の提出が無い場合 	<ul style="list-style-type: none"> 「無事故表彰」は対象外 (ただし厚生労働大臣表彰に限り認定) <p>など</p>
【s】	<ul style="list-style-type: none"> 「実用新案」や「意匠登録」「特許出願」の記録は対象外 「特許証」の提出がなく事実確認が出来ない場合 <p>など</p>	

■「④技術協力型」のCPD認定基準(その1)

技術協力型の【u】は外部団体から委員委嘱を受けた技術検討委員会やJABEE審査等に「委員長・副委員長・議長等」として、また【t】は同委員会等に「委員・幹事等」として出席した記録が対象です。

形態	記号	教育形態区分内容	登録時に必要な証拠書類	注意事項
④ 技術 協力 型	技術検討委員会やJABEE審査へ参画をした			
	u	外部が主催する技術検討委員会やJABEE審査に、委員長・副委員長・議長等として出席した場合に該当	○ 委嘱状のコピーおよび、委員会名、開催日時、出席名等がわかる資料や議事録のコピー	○委嘱状および、委員会名、開催日時、出席委員名等のコピーを提出して下さい。 ○「委員会を実施した時間数」で申請してください。
	t	外部が主催する技術検討委員会やJABEE審査に、委員・幹事等として出席した場合に該当	○	

記号	過去に「非認定」となった例	過去に「部分認定」あるいは「査定」となった例
【u】 【t】	・業務として出席したと判断される技術検討会への参加 など	

■「④技術協力型」のCPD認定基準(その2)

技術協力型の【v】は学協会等から査読者としての委嘱を受けて、査読付き論文や市販単行書等(【k】、【l】、【n】)の査読をした記録が対象。【w1】は大学、研究機関、国際機関への参加協力としての業務委託契約に基づかない現地調査協力や技術支援等に参画した記録、【w2】は災害対応への参加協力として、業務委託契約に基づかない災害現地調査協力や技術支援等に参画した記録を対象としています。

形態	記号	教育形態区分内容	登録時に必要な証拠書類	注意事項
④ 技術 協力 型	論文・技術図書原稿の査読をした			
	v	学協会等から依頼を受け、査読付き論文や市販単行書等(k,l,n)の査読をした場合に該当	○ 査読委員としての委嘱状、査読した論文・技術図書のコピー	○「査読を実施したページ数」で申請してください。 ○「査読」とは、学術雑誌に論文を掲載する前に行われる研究者、技術者により行われる検証・吟味のことであり、自己学習のため論文を精読することや社内報などの査読等は該当しません。
	大学、研究機関、国際機関へ参加協力をした			
	w1	業務委託契約に基づかない現地調査協力や技術支援等に参加協力をした場合に該当	○ 参加した相手の機関名、研究テーマ等の名称、参加した本人の氏名、参加時間等が判読できる証拠資料のコピー	○協力協定等の下で行う多様な活動を技術力向上の機会として評価します。 ○現地調査などに参加した「時間数」で申請してください。
	w2	業務委託契約に基づかない災害現地調査協力や技術支援等に参加協力をした場合に該当	○ 参加した相手の機関名、現地調査活動名称、参加した本人の氏名、参加日時等が判読できる証拠資料のコピー	○協力協定等の下で行う多様な活動を技術力向上の機会として評価します。 ○災害現地調査などに参加した「回数」で申請してください。

記号	過去に「非認定」となった例	過去に「部分認定」あるいは「査定」となった例
【v】	・査読委員を証明する委嘱状が無い場合 ・すでに出版されている図書や発表後の論文を読んで学習したり、間違いを指摘することは対象外 など	・社内研究発表論文の査読は【x2】とし認定 など
【w1】 【w2】	・業務委託契約に基づく技術支援や災害現地調査協力の場合 ・本人の参画が確認できない場合 など	

*アンダーラインの文字をクリックすると該当ページ等にジャンプします

■「⑤自己学習型」および「⑥その他」

自己学習型は、農業農村工学会員としての「水土の知」の購読と、その他、農業農村工学に関連する領域の図書・雑誌の読習、DVDの視聴、(ライブ配信ではない) e-learningの受講、展示会での情報収集等により自己研鑽をした記録が対象です。 **なお、2024年度から、自己学習【x】の分類の記号を【x1】と【x2】に区分するとともに、「⑤自己学習型」の年間上限値の合計が30cpdとなります。**

その他は、「資格取得点数表」に指定する技術者資格の取得をした記録が対象です。(ただし合格をした年度に限る)
⇒本資料 14 頁～16 頁「[資格取得点数表](#)」参照

形態	記号	教育形態区分内容	登録時に必要な証拠書類	注意事項
⑤自己学習型	自己学習をした			
	x1	農業農村工学会誌「水土の知」を購読し、自己学習をした場合に該当	不要	—
	x2	農業農村工学に関連する領域を自己学習した場合に該当。	不要	○農業農村工学技術者として習得すべき領域を自己学習した場合に該当。
⑥その他	技術者資格を取得した			
	y	別に指定する技術者資格を取得した場合に該当。	○ 合格者氏名・日付が記載された合格証のコピー	○農業農村工学技術者として相応しい総合的な技術力を身につけた活動を評価します。 ○合格した年度のみポイントの対象となり、「過去の合格」や「登録」、「更新」時点の記録はポイントの対象にはなりません。

e-ラーニング研修を受講した際の「教育形態区分」について

e-ラーニングで研修を受講された場合、当機構では受講形式によって「教育形態区分」を分類しています。

○ライブ配信の研修をリアルタイムに受講した場合(研修会の受講)

教育形態区分	受講形式
【ad】	建設系 CPD 協議会ホームページの「プログラム情報検索画面」に 掲載のあるプログラム でネットワーク上でライブ配信される研修を リアルタイムに受講する形式 のe-ラーニングは【ad】に該当します。受講を証明する「受講証明書」を添えて自己申請をしてください。
【d】 または 【e】	建設系 CPD 協議会ホームページの「プログラム情報検索画面」に 掲載のないプログラム の場合は、ネットワーク上でライブ配信される研修をリアルタイムに受講する形式のe-ラーニングであっても【d】または【e】に該当します。

○録画研修の視聴や送付のテキストで自習をした場合(自己学習)

教育形態区分	受講形式
【x2】	建設系 CPD 協議会ホームページの「プログラム情報検索画面」の 掲載の有無にかかわらず すでに録画した内容の研修を 視聴する形式 、 DVD やスライドなどを視聴する形式 、あるいは 送付されたテキストを自習する形式 のe-ラーニングは、自己学習として【x2】に該当します。

■教育形態区分【y】の「資格取得点数表」

*「資格取得得点表」は毎年改定しますので必ず最新版をご確認ください

2023年11月10日改定版

1. 土地改良関係				
資格の名称	所管省庁	実施者	根拠法令等	CPD
技術士	文部科学省	(公社)日本技術士会技術士試験センター	国家試験(技術士法)	20
技術士補	文部科学省	(公社)日本技術士会技術士試験センター	国家試験(技術士法)	10
土地改良換地士	農林水産省	農林水産省	国家試験	20
土地改良専門技術者	農林水産省	農林水産省(全土連が一部受託)	公的資格	20
土地改良体制強化事業実施要項で定める 会計指導員	農林水産省	農林水産省	公的資格	20
農業農村整備事業工事の品質確保技術者	農林水産省	地方農政局	公的資格	10
測量士	国土交通省	国土交通省国土地理院	国家試験	20
測量士補	国土交通省	国土交通省国土地理院	国家試験	10
農村災害復旧専門技術者	全国土地改良事業団体連合会	全国土地改良事業団体連合会	民間資格	5
農業水利施設機能総合診断士	(一社)農業土木事業協会	(一社)農業土木事業協会	民間資格	10
農業水利施設補修工事品質管理士	(一社)農業土木事業協会	(一社)農業土木事業協会	民間資格	10
畑地かんがい技士	(社)畑地農業振興会	(社)畑地農業振興会	民間資格	10
土地改良補償士	(社)土地改良測量設計技術協会	(社)土地改良測量設計技術協会	民間資格	10
土地改良補償業務管理者	(社)土地改良測量設計技術協会	(社)土地改良測量設計技術協会	民間資格	10
土地改良補償業務管理者補	(社)土地改良測量設計技術協会	(社)土地改良測量設計技術協会	民間資格	5
農業土木技術管理士	(社)土地改良測量設計技術協会	(社)土地改良測量設計技術協会	民間資格	10
農業農村地理情報システム技士	(社)土地改良測量設計技術協会	(社)土地改良測量設計技術協会	民間資格	10
農業用ため池管理保全技士	(社)土地改良測量設計技術協会	(社)土地改良測量設計技術協会	民間資格	10
農業集落排水計画設計士	(社)地域環境資源センター	(社)地域環境資源センター	民間資格	10
APECエンジニア	日本APECエンジニア・モニタリング委員会	日本APECエンジニア・モニタリング委員会	民間資格	5
2. IT・情報系				
資格の名称	所管省庁	実施者	根拠法令等	CPD
基本情報処理技術者	経済産業省	(一財)日本情報経済社会推進協会情報処理技術者試験センター	国家試験	10
応用情報処理技術者	経済産業省	(一財)日本情報経済社会推進協会情報処理技術者試験センター	国家試験	10
システム監査技術者	経済産業省	(一財)日本情報経済社会推進協会情報処理技術者試験センター	国家試験	20
情報セキュリティマネジメント	経済産業省	(一財)日本情報経済社会推進協会情報処理技術者試験センター	国家試験	10
ITパスポート	経済産業省	(一財)日本情報経済社会推進協会情報処理技術者試験センター	国家試験	10
ITストラテジスト	経済産業省	(一財)日本情報経済社会推進協会情報処理技術者試験センター	国家試験	20
ITサービスマネージャー	経済産業省	(一財)日本情報経済社会推進協会情報処理技術者試験センター	国家試験	20
システムアーキテクト	経済産業省	(一財)日本情報経済社会推進協会情報処理技術者試験センター	国家試験	20
プロジェクトマネージャ	経済産業省	(一財)日本情報経済社会推進協会情報処理技術者試験センター	国家試験	20
エンベデッドシステムスペシャリスト	経済産業省	(一財)日本情報経済社会推進協会情報処理技術者試験センター	国家試験	20
データベーススペシャリスト	経済産業省	(一財)日本情報経済社会推進協会情報処理技術者試験センター	国家試験	20
ネットワークスペシャリスト	経済産業省	(一財)日本情報経済社会推進協会情報処理技術者試験センター	国家試験	20
情報セキュリティスペシャリスト	経済産業省	(一財)日本情報経済社会推進協会情報処理技術者試験センター	国家試験	20
データベース検索技術者(1級)	(一社)情報科学技術協会	(一社)情報科学技術協会	民間資格	10
データベース検索技術者(2級)	(一社)情報科学技術協会	(一社)情報科学技術協会	民間資格	5
情報処理活用能力検定(J検)(1級)	(一財)職業教育・キャリア教育財団検定試験センター	(一財)職業教育・キャリア教育財団検定試験センター	公的試験	10
情報処理活用能力検定(J検)(2級)	(一財)職業教育・キャリア教育財団検定試験センター	(一財)職業教育・キャリア教育財団検定試験センター	公的試験	10
情報処理活用能力検定(J検)(3級)	(一財)職業教育・キャリア教育財団検定試験センター	(一財)職業教育・キャリア教育財団検定試験センター	公的試験	5

3. 不動産・建築・土木・電気系				
資格の名称	所管省庁	実施者	根拠法令等	CPD
電気主任技術者(1種)	経済産業省	(一財)電気技術者試験センター	国家試験	20
電気主任技術者(2種)	経済産業省	(一財)電気技術者試験センター	国家試験	20
電気主任技術者(3種)	経済産業省	(一財)電気技術者試験センター	国家試験	10
電気工事士(1種)	経済産業省	(一財)電気技術者試験センター	国家試験	20
電気工事士(2種)	経済産業省	(一財)電気技術者試験センター	国家試験	10
ダム水路主任技術者(1種・2種)	経済産業省	各地の産業保安監督部または経済産業省	国家試験	1
不動産鑑定士	国土交通省	国土交通省	国家試験	20
不動産鑑定士補	国土交通省	国土交通省	国家試験	10
建築士(1級)	国土交通省	(財)建築技術教育普及センター	国家試験(建築士法)	20
建築士(2級)	国土交通省	(財)建築技術教育普及センター	国家試験(建築士法)	10
電気工事施工管理技士(1級)	国土交通省	(一財)全国建設研修センター	国家試験	20
電気工事施工管理技士(2級)	国土交通省	(一財)全国建設研修センター	国家試験	10
電気工事施工管理技士補(1級)	国土交通省	(一財)全国建設研修センター	国家試験	10
電気工事施工管理技士補(2級)	国土交通省	(一財)全国建設研修センター	国家試験	5
建築施工管理技士(1級)	国土交通省	(一財)全国建設研修センター	国家試験	20
建築施工管理技士(2級)	国土交通省	(一財)全国建設研修センター	国家試験	10
建築施工管理技士補(1級)	国土交通省	(一財)全国建設研修センター	国家試験	10
建築施工管理技士補(2級)	国土交通省	(一財)全国建設研修センター	国家試験	5
造園施工管理技士(1級)	国土交通省	(一財)全国建設研修センター	国家試験	20
造園施工管理技士(2級)	国土交通省	(一財)全国建設研修センター	国家試験	10
造園施工管理技士補(1級)	国土交通省	(一財)全国建設研修センター	国家試験	10
造園施工管理技士補(2級)	国土交通省	(一財)全国建設研修センター	国家試験	5
土木施工管理技士(1級)	国土交通省	(一財)全国建設研修センター	国家試験(建設業法)	20
土木施工管理技士(2級)	国土交通省	(一財)全国建設研修センター	国家試験(建設業法)	10
土木施工管理技士補(1級)	国土交通省	(一財)全国建設研修センター	国家試験	10
土木施工管理技士補(2級)	国土交通省	(一財)全国建設研修センター	国家試験	5
建設機械施工管理技士(1級)	国土交通省	(一社)日本建設機械化協会	国家試験(建設業法)	20
建設機械施工管理技士(2級)	国土交通省	(一社)日本建設機械化協会	国家試験(建設業法)	10
建設機械施工管理技士補(1級)	国土交通省	(一社)日本建設機械化協会	国家試験(建設業法)	10
建設機械施工管理技士補(2級)	国土交通省	(一社)日本建設機械化協会	国家試験(建設業法)	5
管工事施工管理技士(1級)	国土交通省	(一財)全国建設研修センター	国家試験(建設業法)	20
管工事施工管理技士(2級)	国土交通省	(一財)全国建設研修センター	国家試験(建設業法)	10
管工事施工管理技士補(1級)	国土交通省	(一財)全国建設研修センター	国家試験	10
管工事施工管理技士補(2級)	国土交通省	(一財)全国建設研修センター	国家試験	5
電気通信工事施工管理技士(1級)	国土交通省	(一財)全国建設研修センター	国家試験(建設業法)	20
電気通信工事施工管理技士(2級)	国土交通省	(一財)全国建設研修センター	国家試験(建設業法)	10
電気通信工事施工管理技士補(1級)	国土交通省	(一財)全国建設研修センター	国家試験	10
電気通信工事施工管理技士補(2級)	国土交通省	(一財)全国建設研修センター	国家試験	5
電気通信主任技術者	総務省	電気通信国家試験センター	国家試験	20
工事担任者(第一級アナログ通信)	総務省	電気通信国家試験センター	国家試験	10
工事担任者(第二級アナログ通信)	総務省	電気通信国家試験センター	国家試験	5
工事担任者(第一級デジタル通信)	総務省	電気通信国家試験センター	国家試験	10
工事担任者(第二級デジタル通信)	総務省	電気通信国家試験センター	国家試験	5
工事担任者(総合通信)	総務省	電気通信国家試験センター	国家試験	10
地すべり防止工事士	国土交通省	(社)斜面防災対策技術協会	公的資格(建設業法)	5
ダム工事総括管理技術者	国土交通省	(一財)日本ダム協会	民間資格	10
ダム管理技士	国土交通省	(財)ダム水源地環境整備センター	民間資格	5
ダム管理主任技術者	国土交通省	(一財)全国建設研修センター	国家試験(河川法)	1
河川維持管理技術者	国土交通省	(一財)河川技術者教育振興機構	民間資格	10
河川点検士	国土交通省	(一財)河川技術者教育振興機構	民間資格	5
宅地建物取引士	国土交通省	(一財)不動産適正取引推進機構	国家試験	20
土地家屋調査士	法務省	法務局	国家試験	20
舗装診断士	(一社)日本道路建設業協会	(一社)日本道路建設業協会	民間資格	10
舗装施工管理技術者(1級)	(一社)日本道路建設業協会	(一社)日本道路建設業協会	民間資格	10
舗装施工管理技術者(2級)	(一社)日本道路建設業協会	(一社)日本道路建設業協会	民間資格	5
シビルコンサルティングマネージャ(RCCM)	(一社)建設コンサルタンツ協会	(一社)建設コンサルタンツ協会	民間資格	10
土木設計技士	建設産業共同教育訓練協議会	建設産業共同教育訓練協議会	民間資格	5
コンクリート診断士	(公社)日本コンクリート工学会	(公社)日本コンクリート工学会	民間資格	10
コンクリート主任技士	(公社)日本コンクリート工学会	(公社)日本コンクリート工学会	民間資格	10
コンクリート技士	(公社)日本コンクリート工学会	(公社)日本コンクリート工学会	民間資格	5
プレストレストコンクリート技士	(公社)プレストレストコンクリート技術協会	(公社)プレストレストコンクリート技術協会	民間資格	5
VEスペシャリスト	(公社)日本バリューエンジニアリング協会	(公社)日本バリューエンジニアリング協会	民間資格	10
VEリーダー	(公社)日本バリューエンジニアリング協会	(公社)日本バリューエンジニアリング協会	民間資格	5
地籍主任調査員	(社)全国国土調査協会	(社)全国国土調査協会	民間資格	5

4. 環境・技術・工業系・その他				
資格の名称	所管省庁	実施者	根拠法令等	CPD
環境計量士(濃度関係)	経済産業省	(一社)日本環境測定分析協会	国家試験	5
環境計量士(騒音・振動関係)	経済産業省	(一社)日本環境測定分析協会	国家試験	5
一般計量士	経済産業省	(一社)日本環境測定分析協会	国家試験	1
エネルギー管理士(電気管理または熱管理)	経済産業省	(一財)省エネルギーセンター	国家試験	5
浄化槽設備士	国土交通省	(公財)日本環境整備教育センター	国家試験(浄化槽法)	20
浄化槽管理士	環境省	(公財)日本環境整備教育センター	国家試験(浄化槽法)	20
浄化槽技術管理者	環境省	(公財)日本環境整備教育センター	国家試験(浄化槽法)	10
浄化槽検査員	環境省	(公財)日本環境整備教育センター	国家試験(浄化槽法)	20
下水道技術検定(第1種)	文部科学省	地方共同法人 日本下水道事業団	国家試験	10
下水道技術検定(第2種・第3種)	文部科学省	地方共同法人 日本下水道事業団	国家試験	5
公害防止主任管理者	環境省	(社)産業環境管理協会	国家試験	10
公害防止管理者(大気関係一種)	環境省	(社)産業環境管理協会	国家試験	5
公害防止管理者(大気関係二種)	環境省	(社)産業環境管理協会	国家試験	5
公害防止管理者(大気関係三種)	環境省	(社)産業環境管理協会	国家試験	5
公害防止管理者(大気関係四種)	環境省	(社)産業環境管理協会	国家試験	5
公害防止管理者(特定粉じん関係)	環境省	(社)産業環境管理協会	国家試験	5
公害防止管理者(一般粉じん関係)	環境省	(社)産業環境管理協会	国家試験	5
公害防止管理者(水質関係一種)	環境省	(社)産業環境管理協会	国家試験	5
公害防止管理者(水質関係二種)	環境省	(社)産業環境管理協会	国家試験	5
公害防止管理者(水質関係三種)	環境省	(社)産業環境管理協会	国家試験	5
公害防止管理者(水質関係四種)	環境省	(社)産業環境管理協会	国家試験	5
公害防止管理者(騒音・振動関係)	環境省	(社)産業環境管理協会	国家試験	5
公害防止管理者(ダイオキシン類関係)	環境省	(社)産業環境管理協会	国家試験	5
土壌汚染調査技術管理者	環境省	環境省(土壌汚染調査技術管理者試験運営事務局)	国家試験	10
土壌環境監理士	環境省	(一社)土壌環境センター	民間資格	10
危険物取扱者(甲種)	総務省	(財)消防試験研究センター	国家試験	10
危険物取扱者(乙種・丙種)	総務省	(財)消防試験研究センター	国家試験	5
火薬類取扱保安責任者(甲種)	経済産業省	(公社)全国火薬類保安協会	国家試験	10
火薬類取扱保安責任者(乙種・丙種)	経済産業省	(公社)全国火薬類保安協会	国家試験	10
潜水士	厚生労働省	(財)安全衛生技術試験協会	国家試験	1
1級ビオトープ施工(・計画)管理士(B9)	(公財)日本生態系協会	(公財)日本生態系協会	民間資格	10
2級ビオトープ施工(・計画)管理士(B9)	(公財)日本生態系協会	(公財)日本生態系協会	民間資格	5
地質情報管理士	(一財)全国地質調査業協会連合会	(一財)全国地質調査業協会連合会	民間資格	10
地質調査技士(現場調査部門)	(一財)全国地質調査業協会連合会	(一財)全国地質調査業協会連合会	民間資格	5
地質調査技士(現場技術・管理部門)	(一財)全国地質調査業協会連合会	(一財)全国地質調査業協会連合会	民間資格	10
地質調査技士(土壌地下水汚染部門)	(一財)全国地質調査業協会連合会	(一財)全国地質調査業協会連合会	民間資格	10
JIS品質管理責任者	(一財)日本規格協会	(一財)日本規格協会	民間資格	5
EMF国際エンジニア	EMFエンジニア・モニタリング委員会	EMFエンジニア・モニタリング委員会	民間資格	1
防災士	特定非営利活動法人 日本防災士機構	特定非営利活動法人 日本防災士機構	民間資格	1
補償業務管理士(土地調査部門)	(社)日本補償コンサルタント協会	(社)日本補償コンサルタント協会	民間資格	5
補償業務管理士(土地評価部門)	(社)日本補償コンサルタント協会	(社)日本補償コンサルタント協会	民間資格	5
補償業務管理士(物件部門)	(社)日本補償コンサルタント協会	(社)日本補償コンサルタント協会	民間資格	5
補償業務管理士(機械工作部門)	(社)日本補償コンサルタント協会	(社)日本補償コンサルタント協会	民間資格	5
補償業務管理士(営業補償・特殊補償部門)	(社)日本補償コンサルタント協会	(社)日本補償コンサルタント協会	民間資格	5
補償業務管理士(事業損失部門)	(社)日本補償コンサルタント協会	(社)日本補償コンサルタント協会	民間資格	5
補償業務管理士(補償関連部門)	(社)日本補償コンサルタント協会	(社)日本補償コンサルタント協会	民間資格	5
補償業務管理士(総合補償部門)	(社)日本補償コンサルタント協会	(社)日本補償コンサルタント協会	民間資格	5
林業技士	(一社)日本森林技術協会	(一社)日本森林技術協会	民間資格	5
森林情報士(1級・2級)	(一社)日本森林技術協会	(一社)日本森林技術協会	民間資格	5
道路橋点検士	(一財)橋梁調査会	(一財)橋梁調査会	民間資格	10
道路橋点検士補	(一財)橋梁調査会	(一財)橋梁調査会	民間資格	5
その他				1
学位取得(社会人)				20



3. CPD 記録の申請手順と申請時の注意点

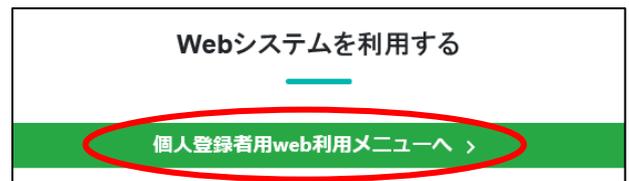
■CPD記録の申請手順



初めてCPD制度を利用する方は、ホームページにある「[CPD個人登録について](#)」の画面で新規登録をされ、その後「[Webシステムを利用する](#)」の画面から任意のパスワードを登録してください。*各手続きには日数を要しますのでご注意ください

- ① ホームページの「[Webシステムを利用する](#)」の画面を開き

[個人登録者用web利用メニューへ](#) をクリックした 次の画面で「CPD 個人登録者番号」と「パスワード」でログインをします。



- ② 「○自己研鑽記録の申請」の○を●に反転させ、CPD 記録を実施した「実施年度」を選択し、最下段の [次へ進む](#) をクリックします。



- ③ 該当する教育形態区分を一つ指定（○を●に反転）し、最下段の [記録内容の記入画面へ](#) をクリックします。

◇下記より、教育形態区分を一つ指定して下さい。

<input type="radio"/> 研究会などへの参加(認定プログラムを除く)	区分記号	d
<input type="radio"/> 建設系CPD協議会の相互承認プログラム (ad)	教育形態区分名称	認定されていないプログラム (a/ad以外、e-learningの受講は含まない)
<input checked="" type="radio"/> 認定されていないプログラム (a/ad以外、e-learningの受講は含まない) (d)	教育形態区分内容	申請者が所属する団体以外の者が実施する、当機構の認定を受けていない研修会・講習会・研究会・シンポジウム等へ参加した場合に該当
<input type="radio"/> 職場内研修 (年間計画に基づき技術力向上を目的とする職場内研修)	CPD実数量の単位	1

- ④ 次ページに掲載する「[【別記様式 2】CPD 記録認定申請書](#)」の画面に研鑽した記録の内容を入力し、証拠書類を添付した後、最下段の [研鑽記録の送信](#) をクリックします。
- ⑤ 最後に入力した「[【別記様式 2】CPD 記録認定申請書](#)」の確認画面が表示されますので、内容に間違いがないか確認した後、最下段の [研鑽記録の送信](#) をクリックし「研鑽記録を送信しました」が表示されれば、送信完了となります。

*アンダーラインの文字をクリックすると該当ページ等にジャンプします

■【別記様式 2】 CPD 記録認定申請書

*[Web 利用メニュー](#)からの申請となります

実施年月日	<p>(自己研鑽を実施した日付を入力して下さい。)</p> <p>開始年月日 2021 05 01 終了年月日 2021 05 01</p> <p>必ず【開始年月日】と【終了年月日】の両方をご記入ください *当日を含め過去の年月日のCPD記録のみ申請ができます</p>
行動や活動の名称>	<p>(全角文字100文字以内で入力して下さい。)</p> <p>100文字以内で「参加した研修会の名称」や「論文が掲載された技術図書名」などを記入してください</p>
主催者等	<p>(全角文字40文字以内で入力して下さい。)</p> <p>40文字以内で「参加した研修会的主催者名」や「技術図書の発行者名」などを記入してください</p>
成果の内容	<p>(全角文字200文字以内で入力して下さい。)</p> <p>200文字以内で「理解した内容や習得できた技術力」などを具体的に記入してください</p>
参加実時間数等	<p>(1申請では、最大で2つまでの教育分野に分けて入力して下さい。 【選択】 ボタンをクリックして選択可能なキーワードや資格名称の一覧を表示し、そこから選択することが出来ます)</p> <p>教育分野 1</p> <p>【選択】 (例)B1</p> <p>実数値: 2</p> <p>単位: 時間</p> <p>教育分野 2</p> <p>【選択】 A3</p> <p>実数値: 3</p> <p>単位: 時間</p> <p>【選択】 をクリックし、本資料 4 頁【別表 1】教育分野区分表の中から該当する教育分野 (A1~C3) を選択してください。</p> <p>本資料 6 頁【別表 2】教育形態区分表の教育形態によって定められた「単位」に従って実際の研鑽時間や回数を記入してください。</p> <p>本資料 6 頁【別表 2】教育形態区分表の教育形態区分によって「教育分野 2」が指定できないものがあります。</p>
添付資料	<p>(添付ファイルは、最大 3 ファイルまで、1 ファイル 10MB 以内に纏めてから指定して下さい)</p> <p>添付する資料は本資料 10 頁「研修会の“受講”や“講師”の記録を証明する書類について」を参照してください。</p> <p>参照... 参照... 参照...</p>
事務局への連絡事項	<p></p>

■CPD 記録を Web 申請される際の注意点

- ①申請された CPD 記録は、CPD 評価委員会において申請月の翌月に認定審査を実施しますので、cpd 値が付与されるのは申請の翌々月の月初となります。
- ②【x2】(その他の自己学習)以外、自己申請するすべての教育形態で「証拠書類」の提出が必要です。証拠書類の提出が無い、あるいは提出された証拠書類から記録の事実が確認できない、などの場合はcpd値の変更やCPD認定にならない場合があります。
- ③CPD 申請の際は、「重み係数」を乗じた数値で申請はせずに、必ず「実時間」(休み時間や移動時間を除いた実際に研鑽された時間や回数)をご申請ください。
- ④「重み係数」が「時間×0.5」となる教育形態区分(【d】・【e】・【x2】)の記録は、実時間が1時間未満の場合は cpd 値として算出されません。
- ⑤資格取得の記録の場合、「登録証」ではなく合格年月日が記載された「合格証」を提出してください。
- ⑥委員会への出席(【u】・【t】)の場合、委員会当日の出席の有無と立場を確認するため、議事録のコピーを提出してください。

■申請された CPD 記録が非認定となる場合の判定根拠

- ① 申請内容から、「日常業務」や「業務の一環」であると判断した場合
- ② 申請内容に具体性がなく、第三者として技術力が向上したとは判断できない場合
- ③ 活動名称から、業務遂行上の活動と判断した場合(「～会議」や「～業務検討会」等)
- ④ ボランティア活動など、直接技術力向上に結びつかない活動であると判断した場合
- ⑤ 論文のコピーや研鑽記録の内容から、技術的な活動ではないと判断した場合
- ⑥ 申請期間を過ぎた記録、あるいは CPD 登録以前に研鑽した記録を申請された場合
- ⑦ 受講証明書や合格証等の証拠書類に不備があり、事実確認が出来ないと判断した場合
- ⑧ 資格の「登録」や「更新」であり、「合格」による資格取得ではないと判断した場合
- ⑨ 「優良工事表彰」には該当せず、所属長表彰や功労賞、感謝状等と判断した場合

■申請された CPD 記録が査定(cpd 値の変更)される場合の判定根拠

- ① 1日の学習時間が7時間を超える場合は、7時間以内に査定
- ②研修会プログラムの中に「挨拶」「休憩」「移動」「試験」「アンケート記入」等が含まれていると判断される場合は、研修した時間のみを勘案し査定
- ③展示会場などの展示ブースでの説明を「講師」として申請された場合は一説明の繰り返しと判断して0.5時間に査定
- ④「講師」として、業務ごとや日時、場所を変えて類似した内容を繰り返し行っていると判断された場合は、同一内容の繰り返しと判断し最初の1回のみを認定
- ⑤同一の論文発表で、著者が複数人いる場合は、共同発表者は筆頭発表者の30%のcpd値に査定
- ⑥「講義資料を作成した」と「作成した資料で講義をした」など、一連の研鑽記録であると判断され場合はどちらか一方を認定し、一方を非認定
- ⑦「建設系 CPD 協議会の他団体が認定した研修会への参加」で、「建設系 CPD 協議会プログラム検索画面」に掲載がなかった場合は、【d】(認定のない研修会への参加)で認定

■CPD 記録申請時の「成果の内容」の記述について

○複数の研鑽記録はまとめて、1記録ずつ申請して下さい。

CPD評価委員会では研鑽記録毎に審査をしていますので、1記録ごとでの申請をお願いします。

<間違った申請例>

記録番号	開始年月日 終了年月日	教育形態	行事や活動の名称
✖	2021-04-15 2021-10-21	ad	A研修会受講(4月)、B講習会に参加(8月)、Cセミナーに出席(10月)

<正しい申請例>

記録番号	開始年月日 終了年月日	教育形態	行事や活動の名称
○	2021-04-15 2021-04-15	ad	A研修会を受講して〇〇について知識を習得した。
	2021-08-01 2021-08-01	d	B講習会に参加して〇〇について理解を深めた。
	2021-10-21 2021-10-21	ad	Cセミナーに出席して〇〇に関する技術動向を把握した。

○業務の一環と読み取れる研鑽記録は認定されません。

<間違った申請例>

記録番号	開始年月日 終了年月日	教育形態	行事や活動の名称	成果内容
✖	2021-10-10 2021-10-10	e	工事着手会議	工事着手にあたり発注者と検討をした

○研鑽内容に「講師」の記述が無いと、講師としての認定はされません。

<間違った申請例>

記録番号	開始年月日 終了年月日	教育形態	行事や活動の名称	成果内容
✖	2021-09-12 2021-09-12	q	職場内研修	CAD製図基準について

<正しい申請例>

記録番号	開始年月日 終了年月日	教育形態	行事や活動の名称	成果内容
○	2021-09-12 2021-09-12	q	職場内研修でのCAD製図基準についての講師	CAD製図基準について職場内研修を実施し講義を行った。

○研鑽した内容が具体的では無いものは認定されません。

<間違った申請例>

記録番号	開始年月日 終了年月日	教育形態	行事や活動の名称	成果内容
✖	2021-04-01 2022-03-31	x	自己研鑽	自己学習をした



4. CPD 取得証明書の申請手順と仮証明書の発行

取得したcpd値で「年度単位」「任意の12ヶ月」「技術士会提出用」の3種類のCPD取得証明書を発行することが出来ます。発行手数料は『1枚 1,650円(税込)』です。また、[Web利用メニュー](#)でパスワード登録をされている方は「[仮証明書](#)」が無料でダウンロードできます。

■CPD取得証明書の申請手順

- [Web 利用メニュー](#)でパスワード登録をされている方は「[Web 利用メニュー](#)」からお申し込みください。
 - ・「[技術士会提出用](#)」を希望される場合は【[連絡事項等](#)】に「[技術士会提出用](#)」と入力してください。
 - ・必ず取得ポイントの確認をされてから、CPD 取得証明書の発行申込をして下さい。
 - ・選択肢に存在しない年度は取得ポイントが存在していない年度です。
- [Web 利用メニュー](#)でパスワード登録をされていない方、あるいは団体で複数の方の証明書発行を希望される場合は、「[CPD 取得証明書の発行について](#)」画面から CPD 取得証明書発行申込書 [Excel] をダウンロードし、全ての項目をご入力の上、メール添付にて送信して下さい。
- 送付方法として「通常」（レターパック）か「至急」（宅急便着払い）を選択してください。送付方法の選択が無い場合は、レターパックで送付します。
- 発行手数料の請求書は CPD 取得証明書・CPD 取得一覧表に同封して送付致します。
 - *振込手数料はご購入者様の負担とさせていただきます。

■CPD取得証明書の「仮証明書」の無料ダウンロード

[Web利用メニュー](#)でパスワード登録されていて、CPD取得証明書の発行申込み時に「[仮証明書希望](#)」欄にチェックを入れた方は、「[Web 利用メニュー](#)」から、お申込み頂いた CPD 取得証明書の「[仮証明書](#)」（コピー）を、証明書の発行申込み日から概ね2営業日後以降から一週間、無料でダウンロードができます。CPD 取得証明書がレターパックまたは宅急便で届くまでの間、代用してください。

- *[仮証明書](#)には押印はありません。また、[技術士会提出用証明書](#)の「[仮証明書](#)」は発行できません。

■CPD取得証明書の申請時の注意点

- 送付方法として「[至急](#)」を希望される場合は **15 時までに発行申込みをお願いします**。15 時を過ぎて申込みをされた場合は翌営業日の受付となります。
- 証明書が発行できる期間は、CPD 個人登録者としてご登録をいただいている年度が対象であり、CPD 登録前や休止期間、あるいは登録解除の期間についての証明書の発行はできません。
- 発行申込みの時点で CPD 登録を「[休止](#)」されている方や6年以上前に「[解除](#)」された方、CPD 個人登録をしていますが、年間利用料等に未納分のある方は証明書の発行申込みをお受けすることができません。
- CPD 取得証明書は、FAX やメールでは送付できません。
- 『[任意の12ヶ月](#)』CPD 取得証明書は、“年間上限値”を“12カ月上限值”と読み替え、複数日にわたる研鑽記録の場合はその記録の最終日が希望する任意期間に含まれる記録を算出します。



5. CPD 取得機会の提供と支援

機構では CPD 個人登録者へ CPD 取得機会の提供を目的に「通信教育問題」を出題すると共に、登録者自身が研鑽実績を点検するための支援として、希望される方に無料で「CPD 技術者サポート票」のダウンロードサービスを実施しています。

⇒本資料 27 頁「[8. 農業農村工学会員の特典と 50cpd 取得の目安](#)」参照

■「通信教育問題」の実績と解答方法

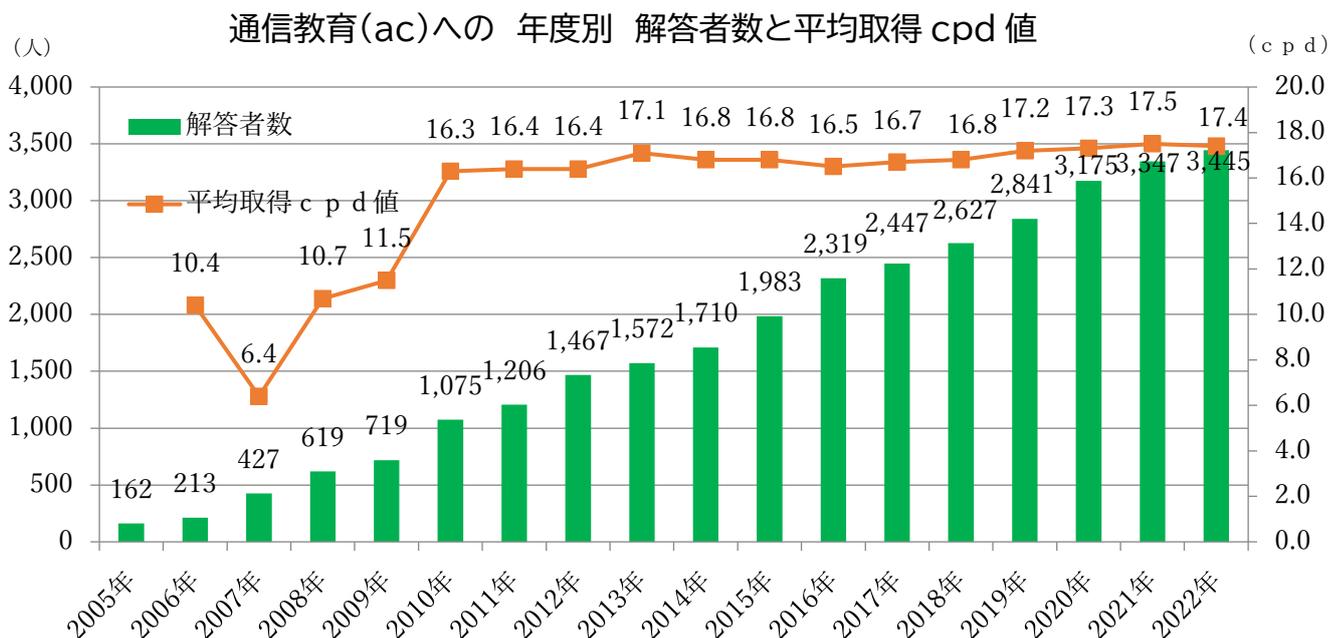
○解答者は、「農業農村工学会員」かつ「CPD 個人登録者」に限り、該当者は無料で解答ができ、通信教育【ac】への解答のみで年間最大 24cpd を取得できる大きなチャンスとなっています。

○3 か月前に発刊された農業農村工学会誌に掲載された報文等の事実的内容から、択一式で出題されます。

○毎月発行する「農業農村工学会誌」の誌上およびホームページ上で 10 問を出題し、10 問正解者には 2cpd、7～9 問正解者には 1.5cpd を解答期限の翌月上旬に付与しています。(6 問以下の正解者は 0cpd)

○解答方法は、解答者に「[Web 利用メニュー](#)」でパスワード登録をいただいた上で、「[Web 利用メニュー](#)」から受け付けています。解答期限は出題掲載号の翌月末（例えば 4 月号に掲載した問題の場合、解答期限は 5 月末）で、解答期限内であれば何度でも Web 画面上から解答が出来ます。(その場合、最後に解答した選択肢が有効となります)

○通信教育の利用者は年々増加し、2022 年度は通信教育【ac】のみで 3,445 人が平均 17.4cpd を取得されました。

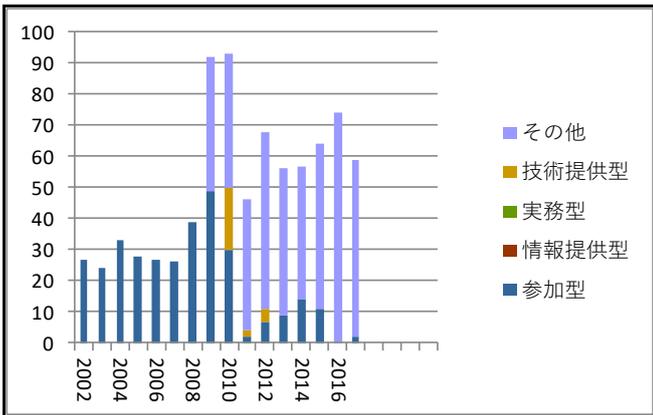


■「CPD技術者サポート票」の内容と申請方法

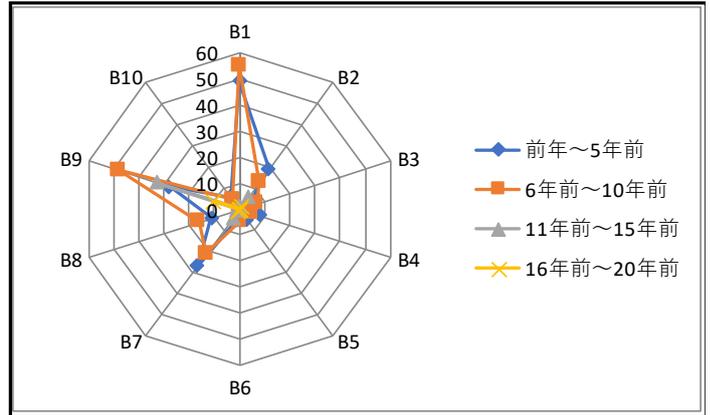
○「CPD 技術者サポート票」とは、技術者自らが CPD 登録をされた期間中の「当該年度の認定ポイント」「過年度における研鑽履歴のトレンド」「それをグラフ化した情報」等について、登録者自らが随時 Web 上で点検でき、目指す専門分野の技術力向上や資格取得に向けて効率よく研鑽ができるよう、Excel ファイルとしてダウンロードができるサービスです。(無料)

○「CPD 技術者サポート票」に掲載されるグラフ (見本)

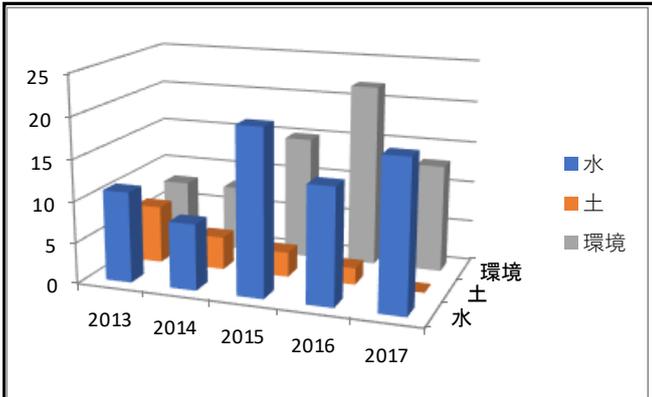
■過去20年間の教育形態別CPD認定ポイント



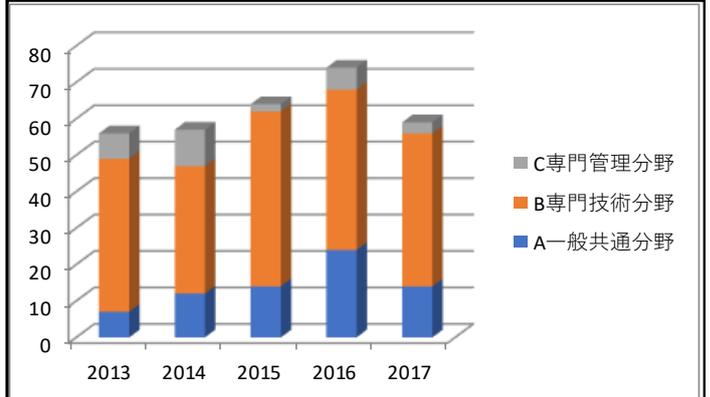
■過去20年間の専門技術分野別の認定ポイント



■過去5年間の水・土・環境別CPD認定ポイント



■過去5年間の専門分野別CPD認定ポイント



○本サービスは Web 利用メニュー でパスワード登録を完了していただき、「Web 利用メニュー」で申請後、概ね 2 営業日以降から 20 日間以内であれば何度でもダウンロードが可能です。

○「CPD 技術者サポート票」に記載されるのは、CPD 個人登録者が CPD 登録をされた初年度から、すでに確定された年度までの CPD 認定された記録です。

○「CPD 技術者サポート票」は「CPD 取得証明書」の代用となるものではありません。



6. 他団体との連携・参画

(公社)農業農村工学会は建設系で CPD 制度を運用する関係学会および協会で構成される「建設系 CPD 協議会」および、日本技術士会の「CPD 活動関係学協会連絡会」に参画し、他団体との連携や調整を図りつつ、技術者の能力の維持・向上を支援しています。

■「建設系CPD協議会」との連携

◎【ad】(協議会構成団体の認定プログラム)として認めるプログラム

建設系CPD協議会では、構成団体ごとに定めた独自の認定ルールを尊重することとなっています。cpd単位登録を受ける団体のルールに従い、単位換算又は登録が認められない場合があります。詳しくは各構成団体のCPD登録ルールをご確認下さい。

◎農業農村工学会 技術者継続教育機構のCPD認定のルール

当機構では次の①②の両方を満たす受講記録の申請があった場合に、教育形態区分【ad】として、当機構が認定する認定プログラムの参加と同等のcpd単位を付与しています。

①受講されたプログラムが**建設系CPD協議会の「プログラム情報検索画面」に掲載されているプログラム**であること

②自己申請の際に、申請者の受講を**主催者が証明する「受講証明書」**が提出されていること

*受講者氏名などが欠落している「受講証明書」の場合、欠落部分を補完する資料の提出により「認定」とする場合があります。

⇒本資料10頁「[研修会の“受講”や“講師”の記録を証明する書類について](#)」参照

*①と②を満たす場合でも、すでに録画した内容の研修を視聴する形式や、DVD やスライドなどを視聴する形式、あるいは送付されたテキストを自習する形式の e-ラーニングは、自己学習として【x2】に該当します。

⇒本資料13頁「[e-ラーニング研修を受講した際の「教育形態区分」について](#)」参照

■CPD活動関係学協会連絡会への参画

(公社)日本技術士会では、日本技術士会以外の関係学協会が実施している CPD活動実績を「技術士 CPD活動実績」として活用するため「CPD活動関係学協会連絡会」を設置し、そこに参加する学協会を「技術士CPD実施法人」と称し、技術士 CPD 実施法人で登録されたCPD 実績を日本技術士会に登録されたCPDと同等と見なして、技術士 CPD 実施法人が発行するCPD 活動実績証明書をもって、技術士登録簿への技術士CPD活動実績記載申請を受け付けることができる仕組みを構築しています。

当学会は技術士 CPD 実施法人としてCPD 活動関係学協会連絡会に参加しており、2022年4月より、日本技術士会が実施する技術士 CPD 活動実績の確認及び技術士登録簿への記載申請手続きをするための「CPD取得証明書」を発行しています。

⇒本資料21頁「[CPD取得証明書の申請手順と仮証明書の発行](#)」参照



7. 各種手続きについて

CPD 制度を利用するためには「**新規登録**」「**パスワード登録**」が、利用を休止する場合は「**休止届**」を、登録を解除（退会）する場合は「**解除届**」の提出が必要です。

■「新規登録」と「パスワード登録」の手続き

1 Web画面から「**新規登録**」をしてください

当CPD制度をご利用されたい方は、農業農村工学会のホームページに掲載している「**個人情報の取り扱いについて**」をご確認の上、Web画面から「**新規登録**」の手続きを行ってください。なおWeb画面から、CPD登録者への新規登録と農業農村工学会ご入会の「**同時手続き**」もできます。

個人登録について… <https://www.jsidre.or.jp/kojin/>

***登録手続きには日数を要しますので、ご注意ください**



2 「**初年度費用**」をご送金ください

上記**1**を送信後、機構事務局から初年度費用（CPD登録料・CPD年間利用料）をご請求いたしますので、1ヶ月以内にご送金ください。

（所属する団体が「**団体登録**」をしている場合は、後日、同一団体に所属される他の登録者とまとめて請求書を送付する場合があります）



CPD登録料（登録初年度のみ）	1,100円（税込）
CPD個人年間利用料	4,400円／年（税込）
* 農業農村工学会員であるCPD個人登録者は	2,750円／年（税込）

既に当該年度のCPD個人年間利用料をご請求申し上げているCPD個人登録者が、その後に農業農村工学会へご入会を頂いた場合は、翌年度のCPD個人年間利用料から割引が適用されます。

○ 「**団体登録**」と割引について

機構事務局からCPD個人登録者宛への郵送物やご請求先を所属で一本化したい場合は、ホームページ「**CPD団体登録について**」に掲載している「**団体登録申込書**」に事務連絡先や団体とりまとめ者の氏名等を記載し機構事務局あてメールに添付してご提出してください。30名以上の場合、人数に応じてCPD個人年間利用料を割引致します。（nn-cpd@cpd.jsidre.or.jp）

「**団体登録**」割引額(1名あたり)

○30名以上 100円引	○80名以上 200円引	○130名以上 300円引
○180名以上 400円引	○230名以上 500円引	

3 「**CPD個人登録者番号**」でWeb利用メニューからパスワード登録をしてください

2の入金を確認後、機構事務局からCPD個人登録者または団体とりまとめ者宛に「**CPD個人登録者番号**」を記載した「**CPD個人登録者証**」を郵送いたします。

（早期に「**CPD個人登録者番号**」を知りたい方は機構事務局までお問い合わせください）

*アンダーラインの文字をクリックすると該当ページ等にジャンプします

Web システムで自己研鑽記録の申請などをするためには、お知らせした「CPD 個人登録者番号」で Web 利用メニュー からパスワード登録をしていただく必要があります。(登録無料)
ホームページの「Web システムを利用する」 > 「まだ **[Web 利用登録]** をされていない方」から Web 利用メニュー でパスワード登録の手続きを行ってください。

なお、**Web 画面からパスワードを登録した後、登録したパスワードで Web 利用ができるのは概ね登録の翌々営業日後となりますのでご注意ください。**

また、パスワードを忘れた場合は、再度、Web 利用メニュー からパスワード登録の手続きをしてください。(機構事務局からお知らせはできません)

○Web 利用登録により利用が可能となるサービス

「CPD 個人登録者番号」と Web 利用メニュー で登録した「パスワード」で Web システムにログインすることで、右記サービスの利用が可能となります。

- ・自己研鑽記録の申請
- ・通信教育問題の解答
(農業農村工学会 正会員に限る)
- ・CPD 取得ポイントの確認
- ・CPD 取得証明書の発行依頼
- ・個人登録者情報の更新
- ・パスワードの変更
- ・技術者サポート票の申込

○Web システムへの登録・ログインの際の文字入力制限

Web システムに登録およびログインをする際は、

「CPD 個人登録者番号」は**大文字半角**、

「パスワード」は**8 文字以上～15 文字以内で半角英数字混合**の入力制限設定がありますのでご注意ください。(入力可能な文字例・・・ CPD 個人登録者番号⇒N12345 パスワード⇒abcd1234)

○Web システムによる「個人登録者情報の更新」

CPD 個人登録者の「登録変更」をされる場合、次のいずれかで手続きをお願いします。

① ホームページ「Web システムを利用する」から

> Web 利用メニュー でパスワード登録をされている方は「Web 利用サービス画面へ」をクリック

> 「CPD 個人登録者番号」と「パスワード」を入力してログイン

> 「○登録情報の更新」の○をクリックして●にして「次に進む」をクリック

> 変更登録する事項を入力して登録をクリックして完了です。

② 当機構ホームページ「CPD 個人登録について」から「勤務先変更届」または「住所変更届」をダウンロードし必要事項を記入して、メール添付でお送りください。(nn-cpd@cpd.isidre.or.jp)

■「休止」の手続き

CPD 個人登録者が「休止」を希望される場合、次の①②いずれかで手続きをお願いします。休止期間中に年間利用料は発生しませんが、CPD 記録の申請や CPD 取得証明書の発行もできません。登録再開の際は、機構事務局までご連絡をお願いします。なお、機構事務局からご請求申し上げます CPD 年間利用料等に「未納金」がある場合は申出をお受けすることができません。

① ホームページ「Web システムを利用する」から

> [休止] を希望される方「Web 利用サービス画面へ」をクリック

*アンダーラインの文字をクリックすると該当ページ等にジャンプします

- > 「CPD 個人登録者番号」と「パスワード」を入力してログイン
- > 「休止開始日」や「休止理由」を入力し[申込み送信](#)をクリックして完了です。

② 当機構ホームページ「[CPD 個人登録について](#)」から「休止届」をダウンロードし必要事項を記入して、機構事務局までメール添付でお送りください。(nn-cpd@cpd.jsidre.or.jp)

■「登録解除」の手続き

CPD 個人登録者が「登録の解除（退会）」を希望される場合、当該年度末までにホームページの「[CPD 個人登録について](#)」から「解除届」をダウンロードし、必要事項を記入して機構事務局までご郵送ください。

なお、CPD 年間利用料等に「未納金」がある場合は申出をお受けすることができません。

「未納金」をご入金の上、「解除届」の郵送をお願いします。

【注意事項】登録資格は「解除届」の提出がない限り毎年4月1日に自動更新となります。



8. 農業農村工学会員の特典と 50cpd取得の目安

■農業農村工学会員の特典

特典

○CPD個人登録者の年間利用料が、通常4,400円(税込)のところ
2,750円(税込)となります。

特典

○農業農村工学会誌「水土の知」の読習分として**【x1】を年間10cpd自動登録**します。

特典

○農業農村工学会誌「水土の知」で出題する「通信教育問題」に解答することで、**年間最大24cpdの取得が可能**です。

⇒本資料22頁「[5.CPD取得機会の提供と支援](#)」参照

特典

○農業農村工学会大会講演会や支部大会への「聴講参加」や「発表」はcpd取得機会の大きなチャンスです。

2023年度愛媛大会の例では、一般発表の聴講(3日間で16cpd)、ポスター発表や企業展示紹介の聴講(各1cpd)、口頭発表(筆頭発表者6cpd・共同発表者2cpd)ポスター発表(筆頭発表者3cpd・共同発表者1cpd)などの取得となっています。 *大会講演会には農業農村工学会員以外の方も参加できます。



農業農村工学会 技術者継続教育機構 CPD制度 年間に **50cpd** 単位を取得する目安

2024年4月基準改訂版

農業農村工学会 技術者継続教育機構

農業農村工学会 技術者継続教育機構のCPD制度では
農業農村工学技術者の技術的研鑽を証明するために様々な教育形態を評価します。

(【 】は認定する教育形態 / は年間最大上限値)



講演会や研修会等の受講

- 農業農村工学会認定プログラム【a】あるいは建設系CPD協議会のプログラム【ad】の受講
1cpd/時間
- 認定のない外部研修の受講【d】
0.5cpd/時間
- 職場内研修の受講【e】
0.5cpd/時間

計 **50cpd + α**



研修会等の講師や論文発表

- 農業農村工学会認定プログラムの講師【o1】
3cpd/時間
- 認定のない外部研修の講師【p】
2cpd/時間
- 職場内研修の講師【q】
2cpd/時間
- 国内学会発表会で口頭発表(20分以内)【h1】
0.4cpd/分
- 技術論文の発表【m】
1cpd/回

計 **30cpd + α**



技術者資格の取得や 災害対応等技術協力

- 技術者資格の取得【y】(合格年度のみ)
(例)・技術士 20cpd
・土地改良補償業務管理者 10cpd
- 災害対応【W2】
(業務契約に基づかない災害現地調査等)
10cpd/回
- JABEE 審査への参画【t】
1cpd/時間

計 **40cpd + α**



農業農村工学会員特典 や自己学習

- 農業農村工学会員として「水土の知」を購読【x1】
- 「水土の知」掲載の通信教育問題に解答【ac】
10問正解 2cpd×12カ月
(7~9問正解の場合 1.5cpd)
- オンデマンドなどでの自己学習【x2】
0.5cpd/時間

計 **54cpd**



9. 事務局からのお知らせ（および規程類）

■「農村振興」を教材とする自己学習記録の申請方法の変更（2024年度より）

2024年度より全国農村振興技術連盟の機関誌「農村振興」を教材としたCPD記録の認定については、これまでの「自己申請」から、全国農村振興技術連盟が申請者を取りまとめる「代理申請」に変更となります（教育形態区分「【x2】その他の自己学習」、教育分野区分「A5：農業・農村の動向、農業農村整備の動向」、付与するcpd値「10cpd」）。

「代理申請」の手続き等については全国農村振興技術連盟にご確認ください。

■不正行為に関する判定とペナルティのガイドライン

技術者継続教育機構では、CPD取得証明の持つ社会的意義の重大化に伴い、CPD制度の運営機関の責任として不正行為を抑止する仕組みが必要であることから、2023年度より「技術者継続教育機構業務運営要領」および「技術者継続教育機構業務運営細則」に不正行為の定義を明示し、それらを行った登録者に課すペナルティを定めることにより、不正行為の抑止を図るとともに発生した不正行為に迅速に対処することとしています。

不正行為に関する判定とペナルティのガイドライン

2022年10月24日

CPD運営委員会

1. 目的

「技術者継続教育機構業務運営細則」第31条の定めるところにより、登録者がこの細則に定める事項に違反した場合の取扱いについて不正行為に関する判定とペナルティのガイドラインを定め、以て、不正行為を抑止するとともに発生した場合には迅速に対処することを目的とする。

2. 不正行為の発見と登録

事務局は、CPD委員会から不正行為の疑いが指摘された場合や事務局の業務において登録者の不正行為を発見した場合には、これを事件として登録するとともに、関係情報の収集と整理を行う。なお、当該者が直ちに誤りを訂正するなどペナルティの適用に至らなかった場合であっても、再発防止に備えてその記録を保管する。

3. 弁明の機会の付与

事務局は、事件の当事者に対してペナルティの対象となる不正行為の疑いがあること及び弁明の機会が付与される旨を[別紙様式1]で通知する。事件の当事者が不正行為の疑いに対して弁明する場合は、弁明通知書の日付から2週間以内に[別紙様式2]で弁明書を提出することができる。

4. 不正行為の判定と適用するペナルティ

CPD運営委員長は、発生した事件の不正行為を[別表]に基づいて判定する。判定した結果、適用するペナルティが資格の停止である場合はその措置を事務局に指示し、登録の抹消に相当すると考えられる場合はCPD運営委員会の開催、並びに事件の当事者に対して運営委員会の審議案件になった旨の通知を事務局に指示する。この通知は事務連絡文書でよい。

5. CPD運営委員会による審議

CPD運営委員会は事件の詳細を検討し、ペナルティが登録の抹消に相当するか否かを審議する。処分は原則としてCPD運営委員会で議決された日に行う。なお、CPD運営委員会が事件の発生時等、議決日とは異なる日を処分日とすることが適当と判断する場合には、処分日を併せて議決することができる。議事録は非公開とし、CPD運営委員会において別途不要の判断がなされる時まで保管する。

6. 処分の通知

事務局は、CPD運営委員会で議決された処分やこのガイドラインに則って判定された処分を事件の当事者に対して速やかに通知する（CPD個人登録者の死亡、CPD法人登録者の解散、並びに連絡が不通の場合を除く。）。処分の通知は[別紙様式3, 4]で行う。個人情報保護の観点及び当該者に対する不利益誘発の恐れから、事件の当事者以外の者に議決内容を通知してはならない。

7. 処分に対する異議申し立て

処分に対する異議申し立ては受け付けない。事件の当事者は、CPD運営委員長が不正行為を判定する場及びCPD運営委員会の審議の場に弁明書を提出する機会が与えられていることから、弁明書の提出の有無にかかわらず処分通知後の異議申し立てが受け付けられないことを了解しているものとする。

8. 登録の抹消処分を受けた者の再登録

登録の抹消処分を受けた者は、原則として再び登録することができない。なお、連絡の不通や利用料の滞納等を理由として処分を受けた者は、滞納していた利用料を完納することによって再び登録を申請することができる。

*アンダーラインの文字をクリックすると該当ページ等にジャンプします

[別表]

規 程	条項及び条文（抜粋）	想定される 規則違反行為	不正行為の判定基準とペナルティの区分				
			Web 利用登録 者資格停止	6 月間の登録 者資格停止	1 年間の登録 者資格停止	登録の抹消	再登録の 可否
業務運営 要領	<p>(機構の登録者)</p> <p>第3条 規程第4条に規定する機構の登録者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) CPD個人登録者 機構の<u>主旨</u>を理解し、技術力の向上をめざす技術者</p> <p>(2) CPD法人登録者 技術に関する研修等を主催する機関で、機構の<u>主旨</u>に賛同する法人等。</p>	<p>機構規程第2条に「農業農村工学会技術者継続教育機構は、農業農村工学等に係わる技術者の資質の向上を図ることを目的とする」こと、並びに「機構は、技術者の継続教育に関する認定・評価、証明等の業務を行う」機関であることを理解した技術者や法人等でなければ機構の登録者とはなれないことを定めており、技術者倫理に反する行為や、機構の運営に関する規則に違反する行為のすべてが該当する。</p>					

*アンダーラインの文字をクリックすると該当ページ等にジャンプします

規 程	条項及び条文（抜粋）	想定される 規則違反行為	不正行為の判定基準とペナルティの区分				
			Web 利用登録 者資格停止	6 月間の登録 者資格停止	1 年間の登録 者資格停止	登録の抹消	再登録の 可否
業務運営 要領	（異動届） 第 5 条 CPD 個人登録者 は、勤務先、現住所、その 他登録してある事項に異 動があった場合は、速やか にその旨を学会事務局に 届けなければならない。	・登録事項に異動があり ながら届けない。			・登録者との連 絡が不通となっ た期間が 1 年を 超えた場合 ・資格停止期間 中に連絡が開通 し利用料が完納 された場合は、 その時点で資格 停止を解除す る。ただし、資 格停止期間中 の実績が有効に なるものではない。	・登録者との連 絡が不通となっ た期間が 2 年を 超えた場合	可 （滞納してい た利用料を完 納しなければ ならない。た だし、資格停 止期間や登録 抹消期間中の 実績が有効に なるものでは ない。）
業務運営 要領	（CPD 利用料等） 第 6 条 機構の登録者は、 次の CPD 利用料を納め なければならない。	・定められた利用料を納 めない。 ・未納分の督促を行って も納めない。 ・納めない期間が複数年 に及ぶ。	・当該年度の 9 月末時点で未納 状態の場合（や むを得ない事情 があり運営委員 会が認める場合 を除く）		・督促と警告を 行っても当該年 度の 3 月末日ま でに納入されな かった場合は当 該年度の実績を 全て無効とする （法人の場合は 認定プログラム を取り消す）。 ・資格停止期間 中に利用料が完 納された場合は 、その時点で 資格停止を解除 する。ただし、 資格停止期間中 の実績が有効に なるものではない。	・利用料の滞納 期間が 2 年を超 えた場合	可 （滞納してい た利用料を完 納しなければ ならない。た だし、資格停 止期間や登録 抹消期間中の 実績が有効に なるものでは ない。）

*アンダーラインの文字をクリックすると該当ページ等にジャンプします

規 程	条項及び条文（抜粋）	想定される 規則違反行為	不正行為の判定基準とペナルティの区分				
			Web 利用登録 者資格停止	6 月間の登録 者資格停止	1 年間の登録 者資格停止	登録の抹消	再登録の 可否
業務運営 要領	（登録の解除及び休止） 第7条 機構の登録者で登録の解除又は休止をしようとする者は、理由を付して機構長に CPD 登録解除届又は CPD 休止届を提出しなければならない。 又、登録を解除した場合、CPD 個人登録者の過去の研鑽記録は抹消することができる。	・CPD 利用料を納めない状況下で、解除、休止の届をしないまま放置している。				・利用料の滞納期間が2年を超えた場合	可 （滞納していた利用料を完納しなければならない。ただし、利用料滞納期間中の実績が有効になるものではない。）
業務運営 細則	（プログラムの認定申請） 第8条 2 プログラムの認定を申請しようとする者は、プログラムの実行期日の1カ月前までに別記様式1に定めるプログラム認定申請書に必要事項を記載して機構に提出しなければならない。	・プログラムの実施内容が申請書に記載された内容と著しく異なる。 ・実施内容が認定要件を満たしていない。		・プログラム実施後において実行内容（受講料を含む）が申請内容と異なる事実が認められた場合（やむを得ない事情がありかつ認定要件が満たされている場合を除く）	（左記の処分は発生の都度行うこととし、1年間の停止は設定しない。）	・同様の事態が意図的に繰り返されたと認められる場合	否

*アンダーラインの文字をクリックすると該当ページ等にジャンプします

規 程	条項及び条文（抜粋）	想定される 規則違反行為	不正行為の判定基準とペナルティの区分				
			Web 利用登録 者資格停止	6 月間の登録 者資格停止	1 年間の登録 者資格停止	登録の抹消	再登録の 可否
業務運営 細則	（プログラムの認定申請） 第8条4 2の期限までに 申請書の記載事項が確定 しない場合には、予定する 内容を記載してプログラ ムの実行期日の 1 カ月前 までに仮申請することが できる。 5 4の方法で仮申請した 場合には、プログラムの実 行期日の1週間前までに 申請書に確定内容を記載 して再度申請しなければ ならない。	・ 仮申請の内容と本申請 の内容に著しい差異があ り、そのような申請が繰 り返される場合は、仮申 請が申請期限を1週間前 とするための手段として 利用されていると認めら れる。		・ 仮申請の内容 と本申請の内容 に著しい差異が ある例が2回連 続し警告しても 改善がみられな い場合（それぞ れについてやむ を得ない事情が ある場合を除く）	（左記の処分は 発生の都度行う こととし、1年 間の停止は設定 しない。）	・ 同様の事態が 意図的に繰り返 されたと認めら れる場合	否
業務運営 細則	（プログラムの認定審査 結果の通知） 第10条 3 認定プログ ラムに限り機構のロゴマ ークを掲示することがで きる。	・ 非認定のプログラムに 機構のロゴマークを掲 示。		・ 非認定のプロ グラムに機構の ロゴマークを掲 示した場合	（左記の処分は 発生の都度行う こととし、1年 間の停止は設定 しない。）	・ 同様の事態が 意図的に繰り返 されたと認めら れる場合	否

*アンダーラインの文字をクリックすると該当ページ等にジャンプします

規 程	条項及び条文（抜粋）	想定される 規則違反行為	不正行為の判定基準とペナルティの区分				
			Web 利用登録 者資格停止	6 月間の登録 者資格停止	1 年間の登録 者資格停止	登録の抹消	再登録の 可否
業務運営 細則	（プログラムの認定審査 結果の通知） 第 10 条 4 申請から審 査結果が通知されるまで の間は、「認定審査申請中」 と掲示することができる。 ただし、認定を保証すると の印象を受講者に与えて はならない。	・認定申請前,あるいは認 定審査中に認定を保証す るとの印象を与える行為 をする。		・認定審査結果 が通知される以 前に認定を保証 すると印象を 与える行為をし た場合	（左記の処分は 発生の都度行う こととし、1 年 間の停止は設定 しない。）	・同様の事態が 意図的に繰り返 されたと認めら れる場合	否
業務運営 細則	（プログラムの認定審査 結果に対する異議申し立 て） 第 11 条 審査結果（仮認 定の審査結果を含む）に対 する異議申し立ては、CPD 評価委員会に対して審査 結果の通知日から 1 カ月 以内に書面で行わなけれ ばならない。	・異議申し立て書に偽り の記載をする。				・異議申し立て 書に偽りの記載 をした場合	否

*アンダーラインの文字をクリックすると該当ページ等にジャンプします

規 程	条項及び条文（抜粋）	想定される 規則違反行為	不正行為の判定基準とペナルティの区分				
			Web 利用登録 者資格停止	6 月間の登録 者資格停止	1 年間の登録 者資格停止	登録の抹消	再登録の 可否
業務運営 細則	（認定プログラム参加者 名簿の提出） 第 1 2 条 認定プログラムの 主催者は、実施日から 2 週間以内に参加者名簿を 機構に提出し なければな らない。	<ul style="list-style-type: none"> 参加が確認できない者 を参加者として記載し提 出する。 講師のデータを虚偽記 載する。 		<ul style="list-style-type: none"> 参加が確認で きない者を参加 者として記載し た場合 講師のデータ を偽って記載し た場合 その他故意に 主催者義務が履 行されなかった 場合 	（左記の処分は 発生の都度行う こととし、1 年 間の停止は設定 しない。）	<ul style="list-style-type: none"> 同様の事態が 意図的に繰り返 されたと認めら れる場合 	否
業務運営 細則	（実地調査と認定の取り 消し） 第 1 3 条 認定プログラムの 実施状況を実地調査す ることがある。	<ul style="list-style-type: none"> 実地検査の受け入れを 拒否する。 		<ul style="list-style-type: none"> 正当な理由が なく、実地検査 の受け入れを拒 否した場合 （当該プログラ ムの認定取り消 しを含む） 	（左記の処分は 発生の都度行う こととし、1 年 間の停止は設定 しない。）	<ul style="list-style-type: none"> 同様の事態が 繰り返された場 合 	否

*アンダーラインの文字をクリックすると該当ページ等にジャンプします

規 程	条項及び条文（抜粋）	想定される 規則違反行為	不正行為の判定基準とペナルティの区分				
			Web 利用登録 者資格停止	6 月間の登録 者資格停止	1 年間の登録 者資格停止	登録の抹消	再登録の 可否
業務運営 細則	（CPD 記録の認定申請） 第 16 条 2 CPD 記録の 認定を申請しようとする 者は、研修等の受講日や自 己研鑽の実施日から翌年 度の 6 月末日までに別記 様式 2 に定める CPD 記 録認定申請書に必要事項 を記載して提出しなければ ならない。	・申請書に偽りの記載を する。		・申請書に記載 された CPD 記 録が意図的な虚 偽申請と認めら れる場合	（左記の処分は 発生の都度行う こととし、1 年 間の停止は設定 しない。）	・意図的な虚偽 申請で処分を受 けた後も繰り返 し同様の不正行 為を行った場合	否
業務運営 細則	（CPD 記録の認定審査・ 評価） 第 17 条 2(5)・・・教育 形態ごとに定められた証 拠書類が提出されていな い CPD 記録については、 これを審査対象としない。	・証拠書類を捏造する。				・捏造した証拠 書類を提出する など技術者倫理 に反する行為が 認められる場合	否

*アンダーラインの文字をクリックすると該当ページ等にジャンプします

規 程	条項及び条文（抜粋）	想定される 規則違反行為	不正行為の判定基準とペナルティの区分				
			Web 利用登録 者資格停止	6 月間の登録 者資格停止	1 年間の登録 者資格停止	登録の抹消	再登録の 可否
業務運営 細則	（CPD 記録の認定審査結果に対する異議申し立て） 第 19 条 CPD 記録の認定審査結果に対する異議申し立ては、審査結果の通知日から数えて 1 カ月以内に書面で行わなければならない。	・異議申し立て書に偽りの記載をする。				・異議申し立て書に偽りの記載をした場合	否
業務運営 細則	（通信教育）第 28 条 当学会は、研修会等の CPD の機会が得にくい CPD 個人登録者を支援するため、学会誌上で CPD 通信教育を実施する。	・代理解答や集団解答等の不正行為をする。		・通信教育の解答を代理者が行いあるいは集団で行う等の不正行為が認められる場合 （関与した全ての登録者の当該期間の通信教育の実績を全て評価しない。）		・代理回答や集団回答等の不正行為で処分を受けた後も繰り返した行った場合	否
業務運営 細則	（Web システムの利用） 新第 30 条 CPD 個人登録者や CPD 法人登録者が Web システムを利用する場合は、別に定める規約に同意し、これを遵守しなければならない。	・ Web システム利用規約の第 6 条 1 の(6)(7)に該当する行為や第 7 条に違反する行為をする。					

*アンダーラインの文字をクリックすると該当ページ等にジャンプします

(参考)

規定 条項	項目	状況	当該年度				1年目				2年目				3年目			
			1四	2四	3四	4四	1四	2四	3四	4四	1四	2四	3四	4四	1四	2四	3四	4四
	学会の業務		6月利用料等請求 12月再請求 3月督促															
要5	異動届	連絡不通	再請求時不通								1年間資格停止				登録の抹消（不通期間が2年超）			
			←-----				-----→				資格停止期間中に連絡・完納の場合は停止解除							
要6	利用料	未納	督促・警告で未納				1年間資格停止 当該年度実績無効措置				登録の抹消（利用料の滞納が2年を超えた場合）							
							資格停止期間中に連絡・完納の場合は停止解除											
要7	解除・休止	未届け									登録の抹消（利用料の滞納が2年を超えた場合）							
8	プログラム	虚偽申請（著しい場合等）	資格停止半年								登録の抹消（意図的に繰り返される場合）・法人登録者の再登録も不可							
	仮申請	本申請に著しい差異					2回警告・不改善等で資格停止半年				登録の抹消（意図的に繰り返される場合）・法人登録者の再登録も不可							
10-3	認定ロゴ	認定ロゴマークの不正	資格停止半年								登録の抹消（意図的に繰り返される場合）・法人登録者の再登録も不可							
10-4	認定審査申請中表示	申請前の不正表記等	資格停止半年								登録の抹消（意図的に繰り返される場合）・法人登録者の再登録も不可							
11	異議申立て	虚偽記載					登録の抹消・法人登録者の再登録も不可											
12	参加者名簿	虚偽提出やデータ未提出	資格停止半年								登録の抹消（意図的に繰り返される場合）・法人登録者の再登録も不可							
13	実地調査	受入拒否	資格停止半年								登録の抹消（意図的に繰り返される場合）・法人登録者の再登録も不可							
16-2	CPD記録申請	虚偽記載	資格停止半年								登録の抹消（繰り返される場合）・個人登録者の再登録も不可							
17-2	証拠書類	捏造					登録の抹消・個人登録者の再登録も不可											
19	結果異議申立	虚偽記載					登録の抹消・法人登録者の再登録も不可											
28	通信教育	不正行為					資格停止1年				登録の抹消（繰り返される場合）・個人再登録不可							

※ 規定条項：「要」は当学会の「技術者継続教育機構業務運営要領」を示す。条項番号のみは同「技術者継続教育機構業務運営細則」を示す。

公益社団法人農業農村工学会技術者継続教育機構業務運営細則

2020年5月8日 制 定

2022年12月14日一部改正

2023年11月10日一部改正

第1章 総 則

(目的)

この細則は、公益社団法人農業農村工学会技術者継続教育機構業務運営要領（以下「運営要領」という。また、技術者継続教育機構を以下「機構」という。）第2条に定める業務の運営について必要な事項を定め、公正な業務の遂行を図ることを目的とする。

(細則の適用)

第2条 業務運営に関する諸事項は、公益社団法人農業農村工学会（以下、「当学会」という。）の定款及び諸規定、並びに運営要領によるほか、この細則の定めるところにより処理する。

2 この細則の各条に規定された事項の実施方法や事務の取扱いについては、CPD運営委員会が別に定める。

(用語の定義)

第3条 この細則における用語は、当学会の定款及び諸規定、並びに運営要領に準拠し、この細則の条文中で定義するもののほか、次のとおり定義する。

(1)「プログラム」とは、教育形態のうち研修会、講習会、研究会、シンポジウム等をいい、第5条に規定する認定対象を総称する。

(2)「CPD 法人登録者」とは、運営要領第3条に定めるところの、技術に関する研修等を主催する機関で機構の趣旨に賛同する法人等をいう。

(3)「CPD 個人登録者」とは、運営要領第3条に定めるところの、機構の趣旨を理解し、技術力の向上をめざす技術者をいう

(4)「CPD 記録」とは、CPD 個人登録者が研鑽実績の認定を申請するために作成した記録をいう。

(5)「CPD 単位数」とは、技術者の資質の向上に寄与した効果を量的に評価した値であり、“cpd”で表記する。

(6)「認定 CPD」とは、技術者の資質の向上に寄与したと認定された研鑽をいい、付与された CPD 単位数を指す用語でもある。

(7)「取得 CPD」とは、研鑽形態ごとに設定された上限値の範囲内で全ての認定 CPD 単位数を合算した単位数をいう。CPD 個人登録者の研鑽実績は期間を特定したこの数値で証明される。

(細則の変更)

第4条 この細則を変更しようとするときは、CPD 評議員会の承認を経て理事会に報告するものとする。

第2章 継続教育に関する認定・評価－プログラムの認定－

(プログラム認定の目的)

第5条 農業農村工学技術者が行なう継続的研鑽を支援するため、技術者の資質の向上に有効なプログラムを認定し（以下、認定したプログラムを「認定プログラム」という。）、プログラムの水準を高く維持するとともに技術者の研鑽機会の拡充を図ることを目的とする。

(プログラムの内容に関する認定要件)

第6条 認定するプログラムは、その内容が次のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 農業農村工学に関する最新技術の理解とその習得に有効な内容
- (2) 農業農村工学技術者に必要な関連分野の理解および技術力向上に有効な内容

- (3) 農業農村工学技術者としての倫理観のかん養に有効な内容
 - (4) 農業の持続的発展と農村の振興に貢献する総合的な資質の向上に有効な内容
- 2 プログラムの内容は、別表1教育分野区分表に定める領域に該当しなければならない。また、各区分の範囲を規定するキーワード表はCPD評価委員会が別に定める。

(プログラムの開催形態に関する認定要件)

第7条 当学会が開催するプログラムは、参加者を限定したものや学会運営に関するものを除き、原則として全て認定対象とする。

2 CPD法人登録者(第3項に規定するCPD法人登録者を除く)が開催するプログラムは、年間計画に基づいて計画的に技術者育成を図る研修会等であって斯界の技術者の研鑽機会の拡充に資すると認められるものを認定対象とし、技術力の向上が期待できる内容であっても業務の一環として行われるものや内容が公開できないものは認定対象から除く。

3 CPD法人登録者のうち研修会等の開催を業務とする者が開催するプログラムは、全ての計画を公開し、参加者を適正に募集し、適正な対価で実施されるものを対象とし、過度な利益が想定されるものは認定対象から除く。

(プログラムの認定申請)

第8条 プログラムの認定申請はCPD法人登録者に限る。

2 プログラムの認定を申請しようとする者は、プログラムの実行期日の1カ月前までに別記様式1に定めるプログラム認定申請書に必要事項を記載して機構に提出しなければならない。

3 2の申請書には開催通知や参加者募集を行った資料(電子化)を添付しなければならない。また、審査においてテキスト等の資料が要求された場合には、速やかにこれを提出しなければならない。

4 2の期限までに申請書の記載事項が確定しない場合には、予定する内容を記載してプログラムの実行期日の1カ月前までに仮申請することができる。

5 4の方法で仮申請した場合には、プログラムの実行期日の1週間前までに申請書に確定内容を記載して再度申請しなければならない。

6 申請書の提出期限を過ぎた申請は、いかなる理由があっても受け付けない。

(プログラムの認定審査)

第9条 プログラムの認定審査はCPD評価委員会がこれを行う。

2 第6条及び第7条のほか次の基準の全てを満たすプログラムを認定する。

- (1) プログラムの目的や技術力向上の達成目標が明確に定められていること
- (2) 教育効果が期待できるプログラムが適切に構成されていること
- (3) 講義・講演、演習、実習などの教育手段が適切であること
- (4) 講師、演目、時間が適切であること
- (5) 別表1「教育分野区分表」のA1~C4のいずれかに該当すること

3 次の各号の一に該当するプログラムは認定しない。

- (1) 第6条及び第7条の要件を満たさないプログラム
- (2) 上記2の(1)から(5)の基準を満たさないプログラム
- (3) 業務の一環として行われる研修や会議等
- (4) 業務遂行上発注者が参加を義務付けた研修
- (5) 技術力の向上活動と認められない研修等

(プログラムの認定審査結果の通知)

第10条 審査結果は原則として申請日から1カ月以内に通知する。

2 仮認定プログラムの再審査結果は研修等の終了後に通知する場合がある。

3 認定プログラムに限り機構のロゴマークを掲示することができる。

4 申請から審査結果が通知されるまでの間は、「認定審査申請中」と掲示することができる。ただし、認定を保証するとの印象を受講者に与えてはならない。

(プログラムの認定審査結果に対する異議申し立て)

第11条 審査結果(仮認定の審査結果を含む)に対する異議申し立ては、CPD評価委員会に対し

て審査結果の通知日から1カ月以内に書面で行わなければならない。

(認定プログラム参加者名簿等の提出)

第12条 認定プログラムの主催者は、実施日から2週間以内に参加者名簿及び講師データを機構に提出しなければならない。

2 認定プログラムの実施が複数日に連続する場合の実施日は、プログラムの終了日とする。

(実地調査と認定の取り消し)

第13条 認定プログラムの実施状況を実地調査することがある。

2 実地調査において申請内容と異なる事実が認められた場合には認定を取り消す。

3 認定取り消しに伴って発生する事態の責任は全てプログラムの主催者に帰属する。

第3章 継続教育に関する認定・評価－CPD記録の認定・評価－

(CPD記録の認定・評価の目的)

第14条 CPD個人登録者が資質の向上を図るために行った研鑽実績が社会から正当な評価を得るために、個々の研鑽実績の質と量を公正に評価した上でCPD個人登録者に付与すべきCPD単位数を認定することを目的とする。

(CPD記録の認定要件)

第15条 CPD記録のうち、真に技術者の資質の向上を目的として行われた研鑽実績のみを認定対象とする。

2 教育形態ごとに認定対象と付与するCPD単位数の評価基準(算定式及び上限値等)を別表2教育形態区分表に定める。

(CPD記録の認定申請)

第16条 CPD記録の認定申請はCPD個人登録者に限る。

2 CPD記録の認定を申請しようとする者は、研修等の受講日や自己研鑽の実施日から翌年度の6月末日までに別記様式2に定めるCPD記録認定申請書に必要事項を記載して提出しなければならない。ただし、認定プログラムに参加したCPD記録は主催者から提出するので申請を要しない。

3 年度途中でCPD個人登録者となった者は、登録した年度の4月からのCPD記録について認定を申請することができる。

(CPD記録の認定審査・評価)

第17条 CPD記録の認定審査・評価はCPD評価委員会が行う。

2 CPD記録の認定審査・評価は次の基準による。

(1)教育分野は別表1に規定する範囲とする。

(2)教育形態は別表2教育形態区分表に規定する範囲とする。

(3)教育形態ごとに定めた算定式で評価し、小数点以下第1位を四捨五入して付与する単位数を算定する。

(4)教育形態ごとに1件の上限値あるいは年間の上限値を定め、認定CPDであってもこれを超える場合は取得CPDとならない。

(5)(1)の教育分野及び(2)の教育形態に該当しないCPD記録、並びに教育形態ごとに定められた証拠書類が提出されていないCPD記録については、これを審査対象としない。

(6)その他、CPD評価委員会の決定を経て予め公表された非認定の事例に該当するCPD記録は認定しない。

(CPD記録の認定審査結果の通知)

第18条 CPD記録の認定審査結果は、原則として申請日の2カ月後までに機構のウェブサイトで通知する。

2 認定CPDは、通知した時から有効となる。

3 認定CPDの取得日は、研修の受講等研鑽実績の発生日とする。研修等が複数日に連続する場合には最終日を発生日とする。

(CPD 記録の認定審査結果に対する異議申し立て)

第19条 CPD 記録の認定審査結果に対する異議申し立ては、審査結果の通知日から数えて1カ月以内に書面で行わなければならない。

第4章 継続教育の情報提供

(情報の提供)

第20条 機構は CPD 法人登録者および CPD 個人登録者に対し、当学会の公式媒体及び建設系 CPD 協議会等関係団体の活動を通じて、認定プログラムの開催等に関する情報の提供に努めなければならない。

(ガイドブックの発行)

第21条 機構は、CPD 法人登録者がプログラムの認定申請を行う場合や CPD 個人登録者が CPD 記録の申請や CPD 取得証明書の発行申請等を行う場合の手続きを解説し、審査基準を明示することで審査・評価の公正性を確保するため、ガイドブックを発行する。

第5章 継続教育の記録及び管理

(記録及び管理の義務)

第22条 機構は、認定 CPD について、実施時期、教育形態、教育分野、CPD 活動の内容、付与された CPD 単位数の情報を記録し、管理する義務を負う。なお、認定されなかった CPD 記録については、認定審査結果の通知日から1カ月を過ぎると、それを管理する義務を負わない。

2 認定 CPD 記録の保管期間は、当該者が CPD 個人登録者である間及び登録を解除した翌年から5年間に限る。

3 CPD 登録を解除した後5年以内に再登録した CPD 個人登録者については、過去の記録と新しい記録を連結して管理する。

(記録の提供)

第23条 機構は、特定個人情報の適正な取り扱いを遵守し、管理している CPD 記録を当該者以外に提供しない。

2 機構は、CPD 記録を集計、分析し、個人情報を伴わない状態で公表することができる。

(CPD 技術者サポート票の提供)

第24条 CPD 個人登録者は、認定・評価が確定した認定 CPD および取得 CPD の記録のデータとそれらの解析結果を記載した CPD 技術者サポート票の提供を受けることができる。

2 CPD 技術者サポート票は、本人に限り提供を受けることができる。

3 CPD 技術者サポート票を CPD 取得証明書に代用することはできない。

第6章 継続教育の証明

(CPD 取得証明書の発行)

第25条 CPD 個人登録者は、認定・評価が確定した CPD 認定記録に基づき、単年度、複数年度、12カ月単位の任意期間における CPD 取得証明書の発行を受けることができる。

2 CPD 取得証明書は、本人に限り提供を受けることができる。

(CPD 取得証明書の発行の特例)

第26条 過去に CPD 個人登録者であり現在は CPD 個人登録者でない者にあっても、記録が保管中であり申請者が本人である場合に限り、保管中の記録に基づく CPD 取得証明書の発行を受けることができる。

第7章 継続教育の実施

(学会活動)

第27条 当学会は、大会講演会や支部及び研究部会等が開催する研修会、シンポジウム等を通じてCPDの機会の提供に努めなければならない。

(通信教育)

第28条 当学会は、研修会等のCPDの機会が得にくいCPD個人登録者を支援するため、学会誌上でCPD通信教育を実施する。

2 CPD通信教育を受けることができるCPD個人登録者は、学会員でなければならない。

第8章 その他継続教育に関する事項

(他団体との連携)

第29条 当学会は、他のCPD制度を運営する団体と連携し、CPD制度の充実とCPD個人登録者の活動支援に努めなければならない。

2 他団体と連携した活動の在り方については、CPD運営委員会において調整する。

3 建設系CPD協議会等の連携体への加入や脱退については、理事会の決議を経るものとする。

(Webシステムの利用)

第30条 CPD個人登録者やCPD法人登録者がWebシステムを利用する場合は、別に定める規約に同意し、これを遵守しなければならない。

(登録の抹消等)

第31条 機構は、機構の登録者がこの細則に定める事項に違反した場合には、CPD運営委員会が別に定めるところにより登録を抹消または登録者の資格を停止することができる。

2 登録者は資格の停止期間中であっても利用料の納入義務が継続する。

3 機構は、登録の抹消や資格の停止によって登録者に発生する損害等について一切の責任を負わない。

(その他CPDに関する事項)

第32条 細則に規定されていないその他のCPDに関する事項を実施する場合は、原則としてCPD運営委員会の決議を経るものとする。

附則 この細則は、2021年4月1日から施行する。

附則 この要領は、2023年4月1日から施行する。

附則 この要領は、2024年4月1日から施行する。

【別表1】教育分野区分表 ⇒本資料4頁に[【別表1】](#)掲載

【別表2】教育形態区分表 ⇒本資料6頁に[【別表2】](#)掲載

【別記様式1】プログラム認定申請書 ⇒「CPD法人登録者用ガイドブック」に掲載

【別記様式2】CPD記録認定申請書 ⇒本資料18頁に[【別記様式2】](#)掲載

*アンダーラインの文字をクリックすると該当ページ等にジャンプします

—今あなたの技術力が問われています。時代に即応した技術力を研鑽し、
内外に向けて説明する時代がきています。ご理解とご協力を—

問い合わせ先

〒105-0004 港区新橋5-34-4 農業土木会館3階
公益社団法人農業農村工学会 技術者継続教育機構(略称, CPDORDE)
Continuing Professional Development Organization for Rural Development Engineers
TEL: 03-5777-2098 <https://www.jsidre.or.jp/cpd/>
E-mail: nn-cpd@cpd.jsidre.or.jp

[~目次~](#) に戻る